

令和元年第2回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	令和元年 6月13日
3	閉会	令和元年 6月13日
4	会期	1日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	19件 (うち議員提出5件)
7	議決の状況	(1)原案可決 13件 (2)原案承認 4件 (3)報告済 2件 (4)採 択 2件
8	法第99条の意見書	2件
9	その他	傍聴者 18名
10	会議録の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和元年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和元年 6月13日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	菅 原 文 子
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	木 村 修 治
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監 査 委 員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都市整備課長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小 林 史 典

1 0．農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

1 1．議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました令和元年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
3番 熊木 恵子議員、4番 西股 裕司議員。以上、御両名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 令和元年第2回議会定例会の運営について、去る6月6日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は議会提案として特別委員会の設置1件、議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件、町からは令和元年度会計補正予算3件、一般議案4件、条例関係5件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6月13日から6月14日までの2日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段のご協力いただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月13日から6月14日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は6月13日から6月14日までの2日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成31年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につきましては、御手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済みといたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。初めに農作物

の生育状況について御報告します。今年は昨年より早い雪解けと4月以降の好天で圃場の乾燥も進み、農作業は平年よりやや早く始まり、耕起や播種は順調に行われております。また、日照時間が多く気温は平年より暖かい日が続き、高いことから作物の生育は良好です。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は5月中旬に田植えが始まり、例年より早く作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ、活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。秋まき小麦は、雪腐病等の発生は平年よりやや少ない傾向で、圃場間で差があるものの、草丈が高く生育は6日ほど早く進んでいます。大豆も例年より早い播種作業となっています。キャベツなどの野菜については、早い作型で一部遅れが見られるものの、定植は計画通り行われ、おおむね平年並みとなっています。以上のように春先からの好天が続き、作物の生育も順調に推移していることから、今後も穏やかな天候が続き、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、南幌工業団地の進出企業について御報告します。このたび新たに3社の進出をいただきました。1社目は、苛性ソーダセメント等を製造販売する国内大手総合科学メーカーの株式会社トクヤマで、太陽電池モジュールのリサイクル事業化実験施設の用地として3,306平方メートルの売買契約を、去る4月22日に締結しました。2社目は、国内大手建設機械メーカーの建設機械運搬機械の販売レンタルリースを手がける日立建機日本株式会社で、レンタルリース事業の道央地域の拠点用地として、6万4,068.01平方メートルの売買契約を去る5月30日に締結しました。3社目は、札幌市内及び近郊で産業廃棄物収集運搬、リサイクル事業、道路管理業務などを行っている株式会社大伸で、建設汚泥リサイクル工業用地として4,958.86平方メートルの売買契約を、去る6月3日に締結しました。これにより、南幌工業団地の分譲及び賃貸率は59.5%となりました。以上で一般行政報告といたします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。順番に発言を許します。

10番 木村 修治 議員

木村議員

令和元年の初めての定例会で初めて質問をするという新人議員の身に余る光栄でございます。ありがとうございます。それでは、始めたいと思います。これはすわっていいんですか。まず1番目です。晩翠遊水地の利活用についてということです。千歳川流域の水害対策として、造成中の晩翠遊水地は、平成23年度工事着工、令和元年、本年完成予定です。隣接、江別市の江別太遊水地も同時期完成予定です。晩翠遊水地はちょうどきらら街道に隣接し南幌温泉の真向かいであり、南幌市街地に市街地5kmに位置しております。既に8年前から、町では有識者、町民代表者で遊水地活用計画検討委員会を設置して協

議を続けてきたところですが、そこで3点お伺いします。

検討委員会での効果的利活用の結果、どういう案だったのか。

2番目として、町としての晩翠遊水地の利活用を現時点でどう具体的に考えているのか。

3番目としては、晩翠遊水地の計画や本年度完成するということ自体、やはり町民の方も多いと思いますしそういった説明会、見学会今後の広報活動での予定や利活用での意見を聴取する機会、そういう設ける機会がありますか。以上3点について質問いたします。

議 長
町 長

町長。

晩翠遊水地利活用についての御質問にお答えします。千歳川流域の遊水地は今年度中にすべて完成予定で工事が進められております。晩翠遊水地の利活用計画は、平成23年3月に町民の代表による遊水地利活用計画検討委員会により答申され、その内容が整備に反映されるよう国に要請しています。1点目の御質問については、答申では遊水地内の計上により大きく四つのゾーンに分け、多目的ゾーン、景観ゾーン、環境保全ゾーン、学習ゾーンとしていますが、遊水地完成後にどのような状態になるか予測できない部分があり、今後も検討が必要とされています。

2点目の御質問については、遊水地の周囲堤と遊水地内の管理道路を利用した散策路としての活用や、千歳川流域六つの遊水地を連携するサイクリングロードとしての利活用も提案されていますが、堤防整備完成後となるため、時間を要するものと考えます。また、遊水地の中では、これに伴い多目的ゾーンを自由に遊ぶことができる空間として検討しており工事の中で造成されるよう要請を行っていますが、完成後も遊水地内の掘削や他の工事で使用されるため、国と連携を図り状況を確認しながら検討してまいります。3点目のご質問については、遊水地等の河川整備計画は広報などでお知らせしていますが、また、行政区長、町内会長が代議員となっている南幌町千歳川治水対策促進期成会の総会において千歳川流域の河川整備状況を報告し、その中で晩翠遊水地の進捗状況を説明しております。今後につきましては、説明会や意見聴取の機会の考えはありませんが、遊水地の完成、供用開始にあたり、広報などでお知らせしてまいります。

議 長
木村議員
(再質問)

10番 木村 修治議員。

実際その遊水地がどういうものかということで、今進捗状況、完成の状況ということで、私は5月の5日の日に自宅から歩いて晩翠遊水地に行きました。ちょうど千歳川の何というか土手の堤防から眺めていました。2周してみようかなと思ったんですけども、わずか5キロぐらいのもんですから、ただそこに立入禁止の看板があったもんですから、やっぱりこれはまずいなと思ってやめましたけれども、ちょうどそのときにやっぱり江別方面から、自転車が何台か来ておりまして南幌温泉に入るのが見えました。その中で完成したらどんな利活用ができるかなと、私なりにやっぱり考えました。私、フットパスが好きですから、当然フットパスとしての陸とか、あとサイクリングとか、これだけ広いのであれば、花火大会なんかも、会場としていいな

キャンプ場としてもどうか、ちょうど町民の交流活動の場として、市街地に近くて温泉が隣でこれは限りなく町の活性化の資源として大きな希望という要素を持っているなと思いました。それを私、長沼の舞鶴遊水地に行きました。舞鶴遊水地はご存じのとおりで既に昭和、ごめんなさい平成27年度から、供用を開始しておりますけれども、よく、報道機関では舞鶴遊水地はタンチョウの住める町ということで、タンチョウも住めるまちづくりということで報道されております。タンチョウをきっかけにもっと元気な町にしようと、具体的にはこのパンフレットなのですけれども、タンチョウも住めるまちづくりの取り組みの普及啓発、環境教育イベントの開催、タンチョウをシンボルとした農業観光の活性化、タンチョウの営巣に向けた、舞鶴遊水地の環境づくりとそういうパンフレットに書いておりますけれども、整備中の舞鶴遊水地、タンチョウが飛来したことをきっかけとして、遊水地を軸としたタンチョウも住めるまちづくり実現のために平成28年9月には、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会というのが設立されております。ただ、実際行っていますとどんなものかなと思いましたら長方形のコンテナが一つ遊水地の脇にありました。前方がガラス張りになって、いやいいんですけれども、その望遠鏡とか双眼鏡が置いてあって、あとパンフレットとかとかパネルとかが周囲の壁に貼っておったんですけれども、ちょっと、もう少しできるんじゃないかと思います。もうちょっと、あるのかなと思いました。ただ、その時にトイレが設置されておりました。本町も、鶴の地名が多くありますから、多分飛来することは確実ですし、実際本町にタンチョウが来たという目撃談もあります。晩翠遊水地もそのうちに来るかと思います。また、北広島市は今、東の里遊水地ということでちょうど北広島市の駅から東に1.5km利活用としてはそこに野球場とか、サッカー場とか、ミニサッカー場とかができるということです。同じく、江別太遊水地も、晩翠遊水地同様に、同時期に完成してこれは来年、夏か秋にはこれあの開発局の札幌開発建設部調整河川事務所のお話では、完成イベントも計画、実施するというので計画されているとのことでした。晩翠遊水地に関しては、これは私思いますけど、ハード面としてやはりトイレの設置は必ずとして完成に当たってはハード面の確保ということで、検討委員会、町民からの意見を基に河川事務所と交渉を進めるべきと、私、考えました。あの、遊水地の中にも掘り込まないで多目的ゾーンを自由に遊ぶことができる空間を検討しているということですから、いろいろ楽しみがふえると思います。もう少し質問したい今までの千歳河川事務所とのハード面の確保という面では、そういったことの交渉過程はどういうものでしょうか。何かこれに当たって、例えばトイレをつくってくれとか、ここに道路を設置してくれとか、階段をつけてくれとか、そういういろいろとあると思うんですけれども、そういう面での交渉というのは今までありましたか。それをちょっと御質問したいと思います。

議 長
町 長

町長。

木村議員の再質問にお答えをいたします。長沼町とうちと根本的に

(再答弁)

違うのはうちは水が溜まらない遊水地なんです。それといざという時には水が張るものですから、固定的なものはなかなか作りづらい。町費をかけてものを作って水浸して話にはなりません。だから非常に難しい問題であります。ただ、利活用も当然していかなければなりません。しかし、遊水地の機能は完成しますけれども、まだあそこで堤防強化の土の寄せだとか、トラックの出入りが数年まだかかります。ですので、先ほど答弁したように、サイクリングにしろ、散策にしろ、しばらくは通れない車両の通行を妨げますので、危ないという危険性も増しますから、そんなこともありましてまだまだ中の利活用については非常に難しい問題があるということです。それともう一つは、町で利活用する場合、費用は町で全部ランニングコスト全部かけていかななくてはならない。あの広大な土地を町でかけていくわけですから、相当練りながら、そして町民も、あるいは町外の方も利用しても危なくない制度、しかも災害の時には水が入りますから冠水になった時にあまり支障ないですから建物はあそこではなかなかつくれないそういう検討もしながら、できれば私どもは、国である程度物をつくって欲しいなっていると思います。今の国の町で使うんだから町でそれは造成すべきじゃないかっていう御意見であります。私どもは粘り強く遊水地6つがあるんですから、これをいかに活用するかが国の政策の中にも一つ入るんじゃないですかと言いながら、今交渉しているところであります。どこも一番手取り早いのは、酪農家さんがたくさんいる市町は中の採草地として扱う事業が多いようであります。なぜかという、先ほど言ったように、町で多額の費用をかけていかなければならないそんな思いがあるものですから、ぶちあげるのはぶち上げたんですが、実際やるとなったら水入れたときにどうなるか、そんなことも考えながら今いるもんですから、時間をかけながら、私どもはせっかく投資して1年でパーになるようなことにはできないと。そんな思いをしております。ですのでまだまだ利活用、堤防の上も通れないっていうのはそういう意味なんです。まだまだ車の出入りが激しいものですから、周囲、行政が、例えば散策できようはみんなでハイキングコースということで町の町民を募る行事をやろうと思っても当面はできない。そんなことも含めながら、本当にあれが水が、今、たぶん木村議員は、水が入ってるのを見たと思っております。でも、これがなくなった時、どういう環境になるのかな。町が使うとしたら、雑草も相当入ってきますから、それも全部町が管理しなきゃならない。そんなことを今、国との交渉の中で町の持ち分とそれから国が維持管理する部分この辺の整合性を図りながら、なおかつ多くの方に利活用できるようなお願いはしておりますけど、まだどうするこうするという返事はありません。そんな影響があって、まだまだ皆さんからのご意見も当然聴かなきゃなりません部分もあるけれどもどういう形でちょっとなるか、その辺を大きく探りながら、町であれもやりますこれもやりますっていうことにはなかなかならない。それは先ほど言ったように、毎年の維持管理は町でやっていかなきゃならないです。そういうものがありますんで、それで慎重に今事をやっているということ

で御理解いただければと思います。

議 長
木村議員
(再々質問)

10番 木村 修治議員。

遊水地は確かにこれからあと何年間かやっぱり継続している話でございますのでそれはよくわかります。先ほどの答弁の中に1件だけちょっと気になったのは、この進捗状況ですけれども、行政区とか町内会長のそういった総会するときにはいろいろ説明していると、そして、今後については説明会や意見聴取の機会はありませんというのがありまして、ちょっと気になりましたのでこれからの長い話ですから各町民の方がですねその下の方のですね、意見を聞いてですね、そういった意見を聴く機会を多く持っていただきたいなという私の意見でこの1番の質問は終了したいと思います。以上です。

議 長
木村議員

次の質問に移ってください。

2番目の質問にまいります。これはもう古くて新しい本当に古くて新しい、しかし重要な事柄です。町道きらら街道の歩道設置について本町は昨年、南幌温泉の全面改装、本年度は晩翠遊水地完成、北広島ボールパークが4年後に開業、それと今月の広報にもありましたけど誘客交流拠点設置構想、そういった中で本町にとっては本当にこの数年の後、非常に劇的な変動が予想されます。まさに、本町にとっては新しい時代の幕開が近づいていると思います。町道きらら街道は、南幌温泉と市街地地域を結ぶ大動脈になりつつあります。街道の拡張、歩道の設置、防雪柵の設置、それ以前の形状の改善、検討が必要と従来から思っておりましたけれども、それがなお間近に必要性は感じられます。しかし、南13線西8号の交差点から、ちょうどあの新藤商店のところですね、南幌温泉入り口までは5kmです。その間に桜並木が2kmありますから、そこまでは問題ないんですけれどもその先3キロメートルが歩道がありません。今、もう健康年齢の向上が叫ばれて歩くことが推奨されています。市街地から5kmから6km先の温泉地域にはよいウォーキングコースになります。また、自転車も行きやすいと考え、次の点を伺います。

町として将来的に防雪柵の設置や、南13線交差点の改良や歩道の設置など抜本的に町道きらら街道を改修整備する考えはありますか。特に、温泉に向かう左側歩道12号のバス停から温泉看板まで13kmについての歩道についての早期に設置する考えはどうでしょうか。お尋ねします。

議 長
町 長

町長。

町道きらら街道の歩道設置についての御質問にお答えします。きらら街道の歩道設置については以前から要望があり、自動車の交通量が多く、歩道を設置すると歩行者の安全度が増すことは認識しております。また、自転車は原則車道の左側通行であることから自転車の安全確保のためには道路の拡幅が考えられますが、事業実施に当たっては、用地買収、補償費など多額の費用がかかる上に、歩行者、自転車の交通量が少ないことから、国庫補助などの財源確保が難しく現時点での設置は困難な状況です。また、防雪柵、西13号交差点改良、道路形状の改修についても同様の理由で難しいと考えます。

議 長
木村議員
(再質問)

10番 木村 修治議員。

今まで私、定例のフットパスを毎月やっておりますんで、この十何年間の間に何度かきさら街道は歩いたことがあります。改めて、一体何台の車がそこを走るんだろう、歩くんだろうと思ひまして、実はちょうど今年の5月の5日にですね、連休のちょうど真ん中ぐらいに実際歩いて南幌温泉まで行ってみました。先ほど歩道のない南12線のバス停から南幌温泉の十字路まで、ちょうど何かお寺の通りとぶつかる場所ですね、で、約30分かかりました。その間に合った車はまず行きですね157台の車に合いました。その間にバイクが2台でした。自転車はなかったですね。帰りはあそこは南幌温泉の看板からやはり12号のバス停の停留所まで35分かかりましたけれども、228台の車にあいました。その内にはバイクは2台ほどありました。これはもうほとんど、ほとんどっていうかもう乗用車でした。まあ、人が歩くんですから、あの狭い道で中央線をまたがって半分以上の車は走行しました。休日ですからトラック合いませんでしたね。ただ、本町を取り巻く環境は先の施設完成により、大きく変化してきました。道路自体は規格に合致している改修には大きな費用負担がかかる、それはわかりますが、最小費用で最大効果を上げて交流人口をふやして、本町の活力をつけるには片側の3kmの歩道設置は大きな効果を生むと考えます。市街地から5km歩いて南幌温泉、遊水地に行けること、これは健康寿命を延ばして健康維持のそういったウォーキングのルートの創造とか、これは大いに値することだと思います。ただ、先ほど言いました、3km歩いて、歩いてる人はどうか、誰もいませんでした。ゼロです。ただ、自転車は2台いました、往復ですね。帰りに桜並木を歩いてると、先方からご夫婦が歩いてきまして、散歩していましたね。でも、多分桜並木のところ終わったら途中でどっかで曲がるんでしょうけども。で、今回、町広報の1ページ目に誘客交流拠点施設整備構想、これ本当、私見まして町の本気度を感じました。構想が9億2,400万円で、目標来場者数が12万で、これも各種の交付金を充てて財源確保ということですが、まず第1に思ったのは、やるもんだな役場の職員はと、その気概を感じました。その側面から、援助する南幌温泉からの誘客の交通環境整備も必要だと思います。返答にありましたけれども、歩行者、自転車の交通量が少ないことがあってと、言いますけれどもいや少ないわけですよ、あれ危ないですから、誰もあそこを歩こうとしません。自転車だって走ろうとしません。だから、少ないんじゃないじゃなくて歩けないんですよ、あそこは。だから、そこをなるべく広く片方だけでいいですから残り3kmの歩道、できるだけ幅広いの形で作ってやれば必ず人は歩いていきます。散歩コースとしては最適です。状況が変わってますんで。多分、2年3年4年前、多分これを質問した議員もいたという話を聞いてますから、過去何回か質問したと思うんですけど、新しい観点からやっぱり考え直すべきだと思います。難しいと考えますっていう形で終わってしまったら、終わりなんですけれども、これは継続して検討するという事で状況が変われば再度もまた考え直すという考え方にはならないものだろう

議 長
町 長
(再答弁)

かということで、すいません、そこだけもう一度ご質問いたします。

10番 木村 修治議員。

今の現状のままでは難しいです。道路も以前、町道の修繕については何もなかった、私どもがいろんな町村会通じながら、私も御発言をさせていただきましたけども今、長寿命化計画を持って国の応援をいただいて、少しずつ整備できるようになりました。このことを含めて、国のほうにはいろんな要請をさせていただいて、やはり私どもは大切な町民の財産を財源を使うわけですから、慎重になおかつ効果的なものをしていかなければならないということがありますんで、また、北海道、国、いろんな政策が変わってくればそういうところには手を挙げられるかなと思いますが、現状ではまず難しいというふうに思っております。やはり国のほうでも調べていただいたりして、やっぱり道路幅は道道の要件は全部満たしておりますから、幅数については車道幅はちゃんと確保されていると、あくまでも歩道は市町村が危険だと思ったら市町村がやらなきゃならないんですが、先ほど言ったような状況の中で財源確保が非常に難しい、皆さん簡単に言っていると思いますがあそこを何回も調査させていただいて、相当費用がかかるってことはわかったんで、なかなか町が今手つけられないということでもありますんで現状のままでは難しい。しかしながら、国、道の政策が変わってくればトライできるような状況になれば、当然トライはしていきたいなと思っておりますが、現状では今のところは難しいというお答えしかございません。

議 長
木村議員

10番 木村 修治議員。

わかりましたというしかないんですけど、ただ先ほど言いましたように、町を取り巻く環境は大いに変化しておりますので、それを踏まえて、多分また交通量も増えていきますから、そういう中でまた、前向きに検討していただければと私の希望としてはあります。2番目の質問を終わります。

議 長
木村議員

10番 木村 修治議員。

それでは、3番目の質問にまいります。ビューロー隣地南東部分の店舗進出時期ということですが、役場通りは本町のメイン通りです。ツルハ、ニコットの進出はそれを決定付け今回の誘客交流拠点施設整備構想での室内遊技施設も隣接し、もしくは、付近に計画が持たれております。ビューロー隣地の南東部分は長年にわたり空き地であり雑草地になっております。所有企業も年に数回草刈りをして環境整備に努められておりますけれども、町民の多くがその企業店舗の進出を心待ちにしております。そこで町長にお伺いします。ビューロー隣地南東部分空き地の所有企業とはどのように交渉しておりますか。そして、店舗進出の時期はいつ頃と聞いておりますか。また、早期進出について、今後も交渉を継続していくのでしょうか。この点についてお聞きします。

議 長
町 長

町長。

ビューロー隣地店舗進出時期についての御質問にお答えをします。ビューロー隣の空き地は平成8年に北海道住宅供給公社より株式会社

アインファーマシーズが取得し所有しています。当初は大型スーパー、ドラッグストアなどの複合商業施設の建設が計画され、町としては誘致交渉の進捗状況などを注視していましたが、町の人口減少やテナント企業との交渉が難航していることなどから、当初の計画は凍結されており、直近の訪問の際にもその状況が変わらないことを確信しています。町としましては、みどり野きた住まいるヴィレッジや商業施設の進出状況など新たな情報提供をしながら引き続き接触してまいります。

議長
木村議員

10番 木村 修治議員。

所有権は、他企業でありますから、ビューローの南東部分、企業進出それでは、この進出の間に何か利用できないかとその先を考えます。あそこのビューローの5階からその展望室からメイン通りに、すいません、5階の展望室からメイン通りに面して駐車場も完備しております。ビューローには食堂もあります。近くに商店街もあります。それを効果的に利用してヒマワリやコスモスを中心とした花畑が花畑で活用できないかと、ふと、考えます。ちょうどあの、これは北竜町のひまわり畑とか、カナディアンワールドのコスモス畑のイメージなんですけれども、私は毎年北竜町のひまわり畑には行きます。あそこの木で組んだ展望台に上って写真を撮ったり、1周2、3km歩いてひまわりの畑の周囲を歩いて帰ってきて、土産買って、途中、これは北竜の道の駅に寄ってやはりそこでも何かしらの買い物して帰ってくると、それだけなんですけども結構楽しいんです。で、あそこの広大な空き地とあそこのビューローとそれを見ると特に5階もいいんですけども、あそこ2階のバルコニー、あそこから眺める、もしその下にひまわり畑があったらこれは綺麗だなと思います。ただ、他人の土地だからこれは無理だと言ってしまったら話は進みません。でも、先ほど言いましたように、私、今回、町の職員の方が誘客交流拠点施設整備構想というのを発表しまして、それを見て、私、今の職員の奮起と、あと気概をやはり考えると、これもチャレンジしていい企画じゃないかなと思います。今、企業がなかなか来てくれないし、まだ全然未定だということであれば、こちらから提案してその遊休地を貸してくれるかという形で、それを町として活用すると。さっき言いましたように、これは構想整備構想等これは相乗効果があるのではないかというふうに考えます。これは事前に通告しておりませんけれども、すいません、そういったもし、会社が来ないのであればそれを仮でそういったことでこちらから能動的に呼びかけるという、こういう考え方町長はどういうふうに考えますか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

木村議員の再質問にお答えします。まずあの、ビューローの隣は企業の土地でありますから町がどうのこうのせいという話にはなりません。それぞれ企業の方々が目的を持って取得をされているところです。

ちょっと休憩の中で話させていただきます。

議長

暫時休憩をいたします。

(午前10時13分)

(午前10時16分)

議 長
町 長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

そんなことから、企業の持ち主がきちっと計画を立ててそれまで交渉は今後も続けておりますけれども、なかなか町が人の土地に絵を書いてこうやるっていう話には当面ならないんじゃないかというふうに思っております。

木村議員

ちょっと残念でございました。でもまた、時勢が変わればまた状況が変わってくるかと思います。また、そのときに再度いい考えがあればまた問うてみたいと思っています。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で木村 修治議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に、4番 西股 裕司議員。

それでは私のほうからは1問、南幌町の農業振興をどのように考えるかと、ということでお尋ねいたします。

現在の、南幌町農業の指針となる南幌町農業振興計画は平成23年3月に策定され、今年度で9年目になります。農業振興計画策定の考え方では、南幌町農業の中長期的な基本的指針という性格を踏まえ、期間は10年程度で見直すとして定めるが、情勢の変化や計画の効果等を踏まえ、おおむね5年後に見直すとしていましたが、目まぐるしく変化する農業情勢ということもあって、見直すタイミングを失った感があり見直しはされていません。環太平洋連携協定（TPP）や欧州との経済連携協定（EPA）により、関税の撤廃や削減が予想されていることから先が不透明との考え方から見直しがされなかったのではと思います。しかし、南幌町の農業にとっても大きな影響を受けることにはなりますが、生産者は安定的な経営を続け貿易の自由化に立ち向かっていかなければなりません。これらのことを踏まえ、3点伺います。

現在の振興計画の成果、分析を行い、次期計画に生かしていくと思うが、何をどのように振興していくのか具体的な考えはあるのか、

振興計画の見直しについては、当初5年ごとに見直していくとしていたが、見直しについてはJAなんぼろの中期計画と合わせる必要があると思うがどのように考えているのか。

3つ目が、生産者数がますます減少していくことが予想されるが、その対応策は。

以上です。

議 長
町 長

町長。

南幌町の農業振興をどのように考えるのかの御質問にお答えします。1点目のご質問については、現在の農業振興計画は収益性の高い農業の確立や経営基盤の体質強化、意欲ある担い手の育成など、6つの取り組みを基本方針として策定しています。国内外の情勢としてもTPP協定やEPAが発効され、諸外国との協定の変化などによる本町農業への影響も予想されます。また、本町の水稲作付面積は年々減少傾向となっておりますが、水稲は生産者の所得控除安定のために重要な基幹作物です。平成30年産からの新たな米政策により需要に応

じた生産販売や産地主導に代わり、水稻作付面積の維持確保と売れる米づくりが一層重要です。次期計画においても、水稻を中心とした土地利用型農業を確立するため、農産物の安定的生産と生産基盤の整備などについて検討してまいります。

2点目の御質問については、農業振興計画は本町の農業に関する中長期の基本的な指針となることから、今後10年を見通し、情勢の変化と現計画の効果を分析し、また国の食糧・農業・農村基本計画、北海道農業農村振興推進計画、およびJAなんぼろ中期3カ年計画との整合性を図るとともに、関係機関、団体との協議を行い、本年度策定してまいります。

3点目の御質問については、高齢化や大規模経営化による労働力不足が進む中、親元就農者や新規就農者に対するふるさと就農促進給付事業や情報通信技術やロボット農機を活用したスマート農業の推進など、担い手対策の環境整備を継続して行なってまいります。

議長
西股議員
(再質問)

4番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。南幌町は大規模経営中心の土地利用型の経営がほとんどでございます。そういう中において現在約170戸です。5,000町超の面積を耕作しているわけなんです。今後ですね10年の間でどのくらい減少するのだろうかというふうに思うと、約100戸くらいになるのではないだろうかというふうに推測されております。そうするとですね、戸当たりで平均50ヘクタールという面積になろうかなというふうに思います。そういう中であってもですね、生産者が高齢化していくということもありますし、法人の働き手、これらの働き手の課題というのは大きくなってきています。ですから、こういう部分をですね、やはりサポートする部分というのは町のほうでもやはり考えていかきゃならないのかなというふうに思っております。そういう面を十分に踏まえた中で計画というのは組んでいただきたいなというふうに思います。それと、2つ目の中でですね、計画を本年度策定するということでもありますけれども、前回23年度の計画というのはですね、約50ページくらいの分厚いものだったかなと思います。これらの内容をずっと見ていきますと、ほとんどがデータでございます。本当に農業者にとって何を町がするのか、という部分について不透明な部分があったのではないかなというふうに思います。そういう部分を踏まえると、やはりあの、農業者にですね行き渡るような形でですね、ダイジェスト版なり何なりで町はこういうものを目指しているんだと、というものがわかるようなですね、そういう振興計画を作って生産者のほうに渡していくと、いうようなことが必要なのではないかなというふうに思いますので、この辺についても少し検討していただきたいなというふうに思っております。

それと、3点目の関係なんですけれども、大規模ゆえに新規の参入というのが非常に難しい町になっております。その中においてですね、現在1名なんです。新規参入ということで土地を借りながら経営されていると、野菜中心で今やっているというような生産者が1名おります。こういう部分についても、やはり技術面ですとか、経営面でのサ

ポートというのは非常に大きなものになってくると思います。確か、伊達ですとか厚真の方ではですね、こういう技術面のサポートをする方というのを置いておまして、そして小規模でも経営できるという部分での技術的なサポートなり、経営もサポートしていくというような方がいるそうでございます。南幌町においてもですね、大規模中心にはなっているんですが、やはり小規模の方もですね経営できるんだという部分で新規参入できるものをですね探していかないと、今後ますます100がまた減ってくるというようなことになると非常に大きな問題になろうかなというふうに思いますんで、この辺も踏まえたですね振興計画というのを作っていただきたいということでございます。この辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。本町農業、本当に土地利用型で水田地帯では一、二を争う経営面積でございます。したがって、町もいち早くGPSの基地局を作って自動化に向かうだろうということで先に進めてきたところであります。当然今後も新しい若い人がやりやすい環境づくりには力を入れていかななくてはならない、したがってどこでももてはやされているけど、スマート農業って、言葉はいいんですけども実際使い勝手や本当にいい後継者が使いやすいそんなスマート農業になれるように私どもも要請をしながら、また、いろんな事業を取り込みながら、うちの農業が滞ることなく進めていきたいな、そんなふうに思っています。したがって、この振興計画のそんなこともとらえながら、ちょっと遅れたり、改定できなかったというのは、国際情勢等々国内の情勢も相当変わってきているというようなことも含めてちょっと申し訳なく思ったんですが、今回改訂の中で、いろいろそういうのも含めて検討させて作らせていただきます。まあ、議員も当時、前期の計画にいろんなことで力を入れていただいたそんな反省も含めて全戸に行き渡るようなダイジェスト版という御意見もいただきましたのでそれらも含めて検討してまいりたいなと思っております。

また、新規就農はいろんな形で、国のほうにも私は応援をさせていただきたいということで、私どもがいろんな面でやっても限界がございます。その部分ももっといろんな面でサポートできるような体制づくりを国のほうでも、ただお金を出せばいいということではないと私は思っております。当然、農協にも技術の専門の方を配置しておりますんで、農業団体と相談をしながら新規対応にすぐ取り組めるように常に思っているところであります。これはあくまでも農業団体との整合をきちっと図っていかないとだめなんだと思っておりますので、農業団体と連携を図りながら取り進めてまいりたいなというふうに思います。

議長
西股議員
(再々質問)

4番 西股 裕司議員。

再々なんですが、今言われた中でですね、法人の担い手確保、いや働き手確保、これらの部分の考え方というのはですね、今あるのであればちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。それとです

ね、やはり大きくなってくると土地が動くといったときにかなりの大きなことになりかねないというのもあるものですから、その辺に対応するですね方策というものもやはり考えていかななくてはならないのかなというふうに思いますので、生産者が減るということになってくるとやはり戸当たりの面積がどんどんふえてくると、そして何かあった場合にはですね、経営がその土地を分けていくかといういろんな部分で難しい面が出てくるかと思いますので、これらの部分を十分に留意した中で計画を組んでいただきたいなというふうに思います。先ほどの、働き手の関係だけどのように考えているかということだけちょっとお聞かせいただければと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

確かに法人も含めて今後働き手、農家の働き手がたぶん不足するだろうと、それで先ほどいったスマート農業は当然私どもはすすめていかななくてはならないと。国に対してもその応援をかなりしていただかないと単独町であるいは農業団体でできるものではないということ考えております。ただ、他の町では、外国人就労も進んできているのも事実であります。ただし、うちの町ではそんなに多く要望もされておりませんので、当然その辺の制度がいろんな問題もできて現実に起きているんで、その辺の解決だとか、あるいはきちっとした身元の確認ができる部分でありますんで、最悪はそこにもっていかななくてはならないのかなと思っていますが、当面何とか今の中で目指している法人の姿、あるいは農家経営の姿の中で担い手確保をしながら進めていきたいなというふうに思っております。うちの町は今のところ順調に後継者が育っております。ただ、ここ何年かすると、おそらくそこが不足気味になるだろうというふうに思っておりますんで、これらは各団体ともまた協議しながらどういう対策が一番いいのかどうか、そのことも皆さんの需要がどういう方向にあるのか、まだ把握できていない部分がございますのでそれらを含めながら、あるいはいろんな団体が今農家に対していろんな研修を通じながら、そういう場の設定、起業、あるいは銀行関係をやっておりますんで、それらを含めて情報提供いただきながら、うちの町にも魅力ある農業でありますので、来ていただくような施策も含めて考えていきたいなとそんなふうに思っております。

議 長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

ここで場内時計で10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に一般質問2問を行います。まず1点目。誘客交流拠点施設整備構想について。先日の議会全員協議会で説明のありました誘客交流施設整備構想について質問いたします。この事業は、町が一体となり取り組んでいる知名度向上や移住促進、各種子育ての支援施策、そして子育て世代住宅建築費助成金や、きた住まいるヴィレッジの販売な

どが大きな成果を上げ、移住者が増加傾向の流れを加速すべく、この施設の整備により定住人口の増加が期待できる事業となるよう、南幌町のシンボルとなる施設を目指すとの説明でした。私は昨年第2回定例会で、新しい流れをつくる道の駅建設の質問で、道央圏連絡道路の開通と併せて遊水地事業、日本ハムボールパーク建設が北広島に決まったことで本町を往来する人の流れが大きく変わることが予想されるこのチャンスを逃さないよう取り組む必要ではないかと質問し、町長からは、道の駅を含めた地域活性化拠点施設設置の可能性を検討するため、職員レベルの誘客施設検討委員会を立ち上げたとの答弁がありました。また、議会や町民の意見を踏まえて御理解をいただきながら進めていくと答弁されています。しかし、今回説明のあった誘客交流施設整備構想では基本構想や基本設計が2019年度となっていますが、十分な検討が必要であり、急ぎ過ぎの感が否めません。わざわざ南幌町に遊びに行くというメインコンセプトが、大型室内遊園地的な発想は私は理解しがたいと感じます。南幌町の自然をそのまま感じていただける多目的な施設となるような構想が求められるのではないのでしょうか。地域コミュニティの交流拠点となる施設として、もっと町民の意見を聞く必要があると思います。例えば、多目的ホールは葬儀や催事ができる文化的な用途も踏まえる工夫が求められると思います。そこで、次の3点について伺います。

1 目 建設概要総事業費9億2,400万円の大規模な事業であるが、財源は検討課題となっており詳細はいつわかるのか。

2 目、施設の管理運営体制及びランニングコストの見込みは。

3 目、町民の交流スペースの割合や利用料金の設定は。以上、伺います。

議 長
町 長

町長。

誘客交流拠点施設整備構想についての御質問にお答えします。本町ではこれまで子育て支援施策を展開してきた成果として、子育て世代の移住定住者が増加傾向にあります。今後、道央圏連絡道路の開通、北海道ボールパーク構想など、本町を取り巻く環境の大きな変化により多くの人の流れを期待できることから、新たな施策として子育て世代をターゲットに、町内外の利用者がともに交流できる誘客交流拠点施設の整備を進めたいと考えます。1点目の御質問については、社会資本整備総合交付金などの補助金やクラウドファンディングなどの活用など、国や北海道からの情報提供を受けながら、町の負担が最小限となるよう財源確保に向けて調査検討しており、基本設計の完了時に概算事業費が把握できるものと考えます。

2点目の御質問については、今後基本設計を進める中で施設の管理体制、年間維持費を含めた自治体の類似施設などを参考に検討してまいります。

3点目の御質問については、本施設はアスレチック遊具エリア、幼児向け遊具エリア、交流リラクゼーションエリアの3つからなる全体面積900平米の複合施設を想定しており、今後基本設計により設置する遊具などの規模や交流スペースなどの割合を決定してまいります。

議長
熊木議員
(再質問)

す。また、利用料金については適切な料金設定をすることで収入を見込み、維持管理費用に充当したいと考えています。いずれにしても多くの町民が利用でき町外からも訪れる多くの人と交流ができる新しい空間づくりを実現するため、関係機関、団体、町民の皆さんからご意見をいただき、このプロジェクトを進めてまいります。

3番 熊木 恵子議員。

先ほどの同僚議員の質問の中でも、今回のこの計画は町の職員の本気度が期待できるっていうような質問があり、質問というか、そういうコメントがありましたけれども、私も町民がそういう職員の中でそういう検討会が立ち上がったっていうことは、去年の6月の一般質問の中で知りました。それで、その検討を進めてきた結果ということで、先日全員協議会で説明されたんですけども、その中でも同僚議員からもいろいろ質問がありましたけれども、なぜこの2019年度に急いでやるのかってあたりがほとんど納得できるような説明でなかったと思います。それで再度また質問するんですけども、そもそも、この計画は町長の今年度の執行方針には載せられていないと思います。執行方針、私、改めてまた何度も読んでみましたけれども、この形では載っていませんでした。9億2,400万円というこの巨額な財政を投入して進める必要性が一体どこにあるのかなっていうこと、今、町長は答弁の中でいろいろ説明されましたけれども、常日頃から町長は財政が町財政が大変厳しいというようなことが言われていて、私たちもいろいろ一般質問の中であまりお金をかけないでできるようなことを提案しても、なかなかそれに応えるということが私はなかなか無かったと思います。ところが今回こういう計画が、私に言わせるとすごく不完全だと思うんですけども、これを提案してきて、いきなりこの2019年度、構想も設計とかっていうふうにやるっていうことで、それが終わらなければいろんなことがわからないっていうような、ことだったんですけども、そういう形で見切り発車して本当にいいものかどうか、そこ本当に伺いたいと思います。確かに、先日晒された資料の中でも平成30年度は子育て世代の住宅建築助成を利用して移住してきた世帯数が、近年ごとに、今までは28年度、29年度は各3世帯だったのが16世帯っていうふうに増加したということは大きく評価するものです。しかし、その移住者が望んでいるのがこの大型誘客施設なのかどうか、その辺はどのように意見を聞いてこの計画になっていったのかそこを伺いたいと思います。

私はこの南幌町の豊かな自然、この環境、景観、そして都心に近いっていうこともあって、その住みやすさとかいろいろ考えた中で、この本町を選んでくれたのではないかなと思います。そういうことを考えると、今、三重湖、私のすぐ近くの三重湖のキャンプ場がここ近年本当に夏の間にはぎわっています。夏だけでなくも本当に早い人は3月の末か4月の初めからテント等を張ってたくさんおられます。そういう人がたが、やっぱりこの南幌町だから、この景観だからっていうことでレジャーとかそういうことに来るのではないかなと思うんです。だから、急いでこれを作るっていう意味、それから、今人の流れ

とかその交通のこととかで大きく変わろうとするのは、私も町長と共有するものですし本当にそう思います。それをやっぱりチャンスととらえるっていう中では、今、北広島のボールパーク構想の中でまだいろんな施設の概要がはっきり示されていませんよね。そういう中ではやっぱりたくさん、1日3万何千人とかね、そういう人がたが日ハムの応援に来たり遊びに来るっていうことでは、その中に遊ぶ施設とかいろんなものが準備されると思うんです。ですから、やっぱりそういうことの計画がはっきりした時点でも何も遅くはないと思います。それから、先ほど関係機関や団体、町民の皆様からご意見をいただき進めてまいります、ということでしたけれども、去年の一般質問の中でも町民に平等に説明してやっぱり意見をきちっと聞くっていうふうに答弁されているんですけども、今回はこの計画に対してどのような意見の収集をされたのか。どのような団体からされてこういう計画の骨子になったのか、そこも伺いたいと思います。今後の中でも、その意見周知っていうか、そういうのはどういうふうにしていこうと思っているのか、それも伺います。

また、財源のことなんですけれども、先ほどの1点目のところで社会資本整備総合交付金など補助金やクラウドファンディングの活用などっていうことでしたけれども、詳細は、というふうにお聞きしました。今は全くそこが見通せないのか。また、あの、その全体の、例えばこれをやるとしてですよ、9億2,400万円この全体の中で何割を資金に充てているのか、その辺の検討はどうされているのか。全くめどが立たないまま進めるとすれば、それは本当にすごい冒険だし危険だと思います。そこを再度お答えいただきたいと思います。

それから、1月の議員懇談会、その中で概要をちょっとだけ説明されました。その時は、このA案とB案っていうか、その中で屋内広場やファミリー体験農園も計画をしたいというようなことが確か言われていたと思います。それは農業体験ということでは、北広の「くるるの森」を的ない発想を考えているっていうことでしたけれども、今回の説明には全くそれが説明はされていなかったんですけれども、これは、計画自体が中止になったのか、それも伺います。

私はやっぱりこの計画、あまりにも時間の短い中で急に決めていくってことには無理があると思いますので、その辺の計画について見直すっていうのはこう考えとか、年度をずらしていくっていう考えとかその辺があるのかどうか、それを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木委員の再質問にお答えをいたしますが、なぜこの時期かと。以前お示しをさせていただいて、今やっても2022年から23年があります。私どもはいろいろ今いろんな探りをさせていただいております。それをやるにも基本設計がある程度できないと、どの資金、どの補助金というのがなかなか見出せない。ある程度形にして、こういうもので、こういうものっていうことにしていって、それならば、この法に該当になるのか、あるいはこっちに該当になるのか、いろんな政策が今、国で出ております。私はそれを活用したいと思っています。

ですんで、それらを含めていくことには、やはりこの時期からやっていかないと手遅れになる可能性が非常に高いなという判断をさせていただいています。あわせて、2023年ボールパークができます。それができるということでもありますから、それができてからうちがトライしていくっていうことになるのと相当また規模の違う形をしていかなければ私はならないんじゃないかな。逆に言うとうちの自治体だからいまこれができるよと、そのかわりボールパークと相乗効果なるようなつくりをしていただければなと、それは日本ハムさんとも交流しながらお話をさせていただきます。うちはこういう観点で、そんな大規模な構想にはならない。そんな思いをさせていただきながら、私どもはさせていただいた、それから移住・定住で今来ていただいた方々はやはり子供の遊ぶ場が非常に少ない、これははっきりしていることです。今、皆さんも議員の皆さんもあちこち見学いただいたと思いますが、やはり足を運んでもらえるようなものがあることによって、うちにある財産、分譲住宅がたくさんあります。そこに、やはり定住移住をつなげる、今、熊木議員も言われた、来てみないとわからない、だからそういう利用できる施設を作っていかなければ、ただ言っても来ていただけない。いろんな私ども取り組みを札幌でかなりやっています。それでようやく少しは見えていましたけど、やはりある程度子育て世帯を集客できるものを作っていかなければならないのかな、というふうに思っております。で、住民から意見を聞くっていうことでお話をさせていただきます。ある程度形をつくらないと何もできないという私はそういう思いです。何もなしで白紙で住民にいろいろ声をかけても、町が決まってないことは住民に言われても困る。ある程度形を持った中でこれがどうでしょうかっていう話で進めたい。当然わが町には、住民もそうだし、いろんな団体もあります。子育て世帯、応援世帯、いろんな声も聞きながら、そういう方向で私は検討していきたいなというふうに思っております。ですんで、今後ある程度の形が見えた時には、住民周知っていうよりいろんな声を聞く機会を捉えながら進めていきたいなというふうに思っております。今は建物のお話を中心にさせていただいているから農園の話はこれからの話です。それは付帯施設としてできるかできないか、場所についてはどうなるかは、まだこれはまた皆さんのご意見もいただきながら、指導する方も必要になりますからね、そんなことも全部含めて、それをどういうふうにうまく施設の周辺にできるかどうか、今後の課題だと私も思っております。できればそういう方向できれば1番いいのかなというふうに思っていますが、やはり町民の利用も当然していただきたいから、そこが私の狙いです。当然、町外から来ていただくのも大事であります

町がお金を出してつくるわけでありますから、よその人につくるわけじゃなくて、やはり町民も使ってお互い交流、だから交流拠点施設っていうお話をさせていただいておりますがぜひそんなことでせっかく地の利があるわけであります。ですんで、議員と同じように、来て見ていただくっていうのが大事、こんな広い公園があったんですかって言われて、初めてわかっていただく。だからこういう交流施設とあ

わせてうちの町にはいろんなのがありますよということがあれば、それによって今言われていたキャンプ場にもまだ人がふえる可能性が非常に私は高いんでないかとそんな思いもしておりますんで、早く基本設計をして皆さんに見せて、これがどうでしょうかということに進めてまいりたい。国のほうはこれからいろんな制度がありますのでうちの町にどれが使えるかは別として、いろんなものは模索っていうより、検討しなければ。住民の負担をできるだけ少なく、なおかつ多くの人々が町外からも来てくれるような、そんな施設のほうに向かっていきたいなというふうに思っているところでありますので、誘致活動をいろんなことをやりながら、今、いろんな声を聞きながら、それが今1番ベストなのかなと、これはもう全国いろんなところでできているところではありますが、うちの町の規模に合った施設でこのぐらいかなと、もっと余裕があれば、まだでかい施設ができるんだろけれども、私はうちの町に合った形の中でみんなが利用できて、町外からも来て喜んでいただけるそんな施設になっていただきたいということで決定をさせていただいてるということです。

議長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。今、町長の答弁聞いていると、ある程度形をつくらなければいろんなことが示されないっていうことでしたけれども、予算規模とは基本設計とかそういうのはどれぐらいの、例えばその9億2,400万の施設をつくるとしてどれぐらいの金額がかかるのか。またその基本設計とかお願いした後で、町民、先ほど私は町民にまずこういうことを考えているんだっていうことを説明する必要はあると思うんですね。それは、私、今年3月の一般質問の中でも、やはり住民懇談会っていうのをしばらくやっていないので、やっぱり何か問題が起きたからとかではなくて、やっぱり常日頃町民の思っていることをお聞きする機会が必要ではないかっていう質問いたしました。まさに今、こういうようなことを考えているってことを基本設計とかなんかする前だって、いろいろ意見は、率直な意見を聞くことはできると思います。そういう中でぜひ進めてくださいっていう意見もあるかもしれないし、いやいや財政が厳しい中でこんなお金を今、投じて大丈夫なのかっていう意見も当然出ると思います。それを勘案した時に、やっぱりその計画をこのまま進めていいのかどうかっていうこともやっぱり出てくると思うんですね。ですから、やっぱり住民の意見、団体の意見、いろんなことをやっぱり細かく聞いてくることがまず第1条件だと思います。そこをまずやらないと、今回の広報に載っていて、私は議員として説明を受けたのでこれは広報見て、このことだなんて、すごく早く町長が載せたなっていうふうに思いました。だけど、一般の方がこれを見てこれでストンとわかるんでしょうか。私はなかなか理解ができないのではないかと思います。ですから、これを載せたと同時に、やっぱり皆さんに意見を寄せてくださいということで、説明会なりその考えを聞く会なり、そういうものを進めて行く。それが1番大事だと思うんですけどもそこちょっと再度伺います。

それから、最初に質問した中で、執行方針に載っていなかった。それを急激にこれだけの金額を投じたものをつくるっていう、決めるっていうのはいや、いろいろきた住まいるヴィレッジで成功してるとかそういうことは私もわかりますよ。町民、町外から足を運んでもらっているっていうことでそのチャンスを逃さないってこともわかります。だけれども、やっぱりその計画を新たにこう作っていくっていう時に全く基本の3月時点の執行方針に無いものを突然やるっていうのは、やっぱり相当の説明がない限りはやっぱり理解を得られないんじゃないかと思うんですけどもその考えはどうなんでしょうか。

それから、いろいろこう社会資本とかその金額のことなんですけれども、これも先ほど答弁されたようにある程度の形を作ってやらないと今はわからないっていうことなんですけれども、先ほどお聞きしたようにそれではその計画に対して、何%、何10%それをやってるといふ、町費ではどれぐらいを見ているのかって当たりはどのような計画なんでしょうか。それも伺います。

あと、職員のアイデア、職員が検討委員会の中でいろいろこう視察もしてこういう構想を立てて、先日の説明の中では千歳ですとか、いろんなところが載っていました。今、町長が全国でもこういうことがいろいろこう作られているっていうお話でしたけれども、私はこれ、室内の遊園地、遊園地って言わないですかね、遊び場が少ないから室内の冬季間やっぱり遊ぶところがないっていうことを声は、確かに子育て世代から聞くことがあります。だけれども今、町内にはスポーツセンターとか、ぼろろの場所とかいろいろありますよね。そういうところを活用しながら、使っていくっていうようなこともできるんじゃないかと思うんですけども、その、検討チームの職員の方々がこの辺は視察をする中で、担当の方からの聞き取りだとか、そういうのを十分細かくやられた上での計画だったんでしょうか。秩父別のことがよく話題になって、昨年から新しい施設ができたっていうことではテレビとかでも出ていますけれども、今回の目標が年間12万人、1カ月平均、1カ月だと1万人ですよ。1日だと何人っていうふうにやっていると、本当にそれだけの人が南幌町になってくるのか、そういうことではすごく、その計画が破綻したらどうなるのかなっていうふうに思います。こういうような大きなものをつくるっていう時に、今までもリゾート法でいろんなこうリゾート施設がつけられました。それとこれは違うって言うかもしれないけれども、やっぱりいろんなところがほとんど破綻して今、影も形も残ってないっていうところとか、あとその施設をどうしようかっていうことで、町とかその市が本当に困っているっていう例もたくさん今までにはありました。だから今回これが町で計画してやるっていう中で、当然ランニングコストも先はある程度形にならないとわからないということなんですけれども、一体この何人の職員がそこに張りついてやっていくのかってことも、具体的にやっぱり想定しながら数を示していかないと、この計画そのものを本当に審議するっていうことには今なかなかかなりにくいんじゃないかと思います。それをひっくるめて町長はどのようにお考えなのか伺い

議 長
町 長
(再々答弁)

ます。

町長。

熊木議員の再々質問にお答えしますが、以前、議員の皆さんにお知らせしており、9億2,400万には基本設計、実績含めてとりあえずそういうお話をさせていただいたんですが、ちょっと理解が足らなかったみたいですが、ただそれを9億2,400万がひとり歩きされては困るので、今一応私どもが算出した金額がそのぐらいという認識を改めて、基本設計をしてこれは入れてほしい、これはいらんというそういう精査をしていきますんで、9億2,400万を目途に私はつくらせていただきたいなとは思ってますが、これからの情勢変化もありますんで、一概に全部それがそのとおりいくというのは基本設計を見ないとわからない。私どものあくまでも概算で出した数字でありますんで、この点ご理解いただければと思います。その上で、財政が大変だと、私はいつも言ってるから、これで大丈夫か、皆さんにも財政推計向こう10年お示しさせていただきましたけども、その中で今1番悪い国の制度を活用しても、5割ぐらいかなというふうに思っております。これが最大になる可能性もありますし、これはまだちょっと流動的な上、作中身によって先ほど申し上げたように、いろんな制度がありますんで、最大5割かなという部分ありますが、それ以下になるように今、早く実績どういものをつくるんだとしたら、これが該当になるのかっていうお話もいただいておりますんで、うちとしては割愛がないという大きな要素がありますんで、それをいかに下回る補助率があったり、応援があったりということでその検討もさせていただきながらの今やっているところでありまして、財政的に5割の応援をいただければ、ある程度問題はないだろうという問題認識をしておりますが、これもどういう形になるかまだ一つもわかっていません。だから、実績をして初めて提出をして、いろんな関係機関でこれチェックを受けて、ある程度これがまとまればこういう形になるよっていうことまで早く進めたいなと、その後について皆さんとまた御議論いただきますけれども、今の構想についてはそれぞれいろんな団体を活用してこういう構想を今立ち上げたんで、皆さんから御意見をいただくというお話をさせていただいているところであります。いろんなリゾートの失敗があると。それは当然私も頭の中にあります。だからあくまでも今いる町民の方が活用できてなおかつ町外からも来ていただくそういう施設にしたいなと、他人が来るのを待ってる施設だったら、今、熊木議員指摘のことが十分考えられる。やっぱり町民の方が喜んでいただけるような、そんな施設に持っていきたい。なおかつ、財政的にも推計の中でおさまる、そんな思いがありますんで、できるだけ頑張って5割以下の手出しになるように、これは努力をしていきたいなというふうに思っております。いろんな団体の町民の方々と一緒にこれからやっていますんで、いろんな会合とあわせてでっかくっていうことも当然あるかもしれませんが、私はまず細かいいろんな子育てに関係する団体含めて、行政区長もそうでありましてけれども、いろんな所から御意見を吸い上げていこうというふうに思っ

ておりますので、そういう機会を通じながら町民の意見を探っていき
たいというふうに思っています。

議 長
熊木議員

3 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移ります。国民健康保険税の子どもの均等割の軽減につい
て。国民健康保険制度が昨年から都道府県化となり、高過ぎる国民健
康保険税は町民の方から負担軽減を求める声が上がっています。国民
健康保険制度がスタートした当初、政府は無職者が加入し保険料に事
業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負
担が必要としていました。ところが 1 9 8 4 年の定率国庫負担割合の
切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を次々と後退
させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合
は 1 9 8 0 年代全般の 5 0 % から 2 0 1 5 年度には 2 0 . 8 % にまで
下げられています。国保税が協会けんぽなどと比べて著しく高くなる
要因には、均等割という保険税の算定方式になります。0 歳の赤ちゃん
にも係る均等割は子供が多ければ多いほど保険税が高くなるという
もので、育て支援にも逆行するものです。本町はみどり野きた住まい
るヴィレッジ事業の成果も出て、子育て世帯がふえつつあります。子
育て支援策の一つとして、国民健康保険税の子どもにかかる均等割負
担軽減をすることにより、南幌町に来てよかった、住んでよかったと
思える南幌町独自の子育て支援策を進めるべきかと考えます。子ども
に係る均等割保険税の軽減をするべきと思いますが、町長の考えを伺
います。

議 長
町 長

町長。

国民健康保険税の子どもの均等割の軽減についての御質問にお答え
します。本町の国民健康保険税は世帯の所得に応じた所得割、被保険
者 1 人当たりに対する均等割、被保険者世帯 1 世帯当たりに対する平
等割、の 3 方式により課税しています。その中で、均等割は加入者の
すべてが受益者となることから、加入者数により応益負担として負担
をいただいています。子どもに係る均等割を減免した場合、財源確保
のために、それ以外の方々に負担を求める形となり、保険税の負担の
公平性が損なわれることになります。また、国民健康保険制度では基
準以下の所得の世帯にかかる均等割については 7 割、5 割、2 割の軽
減制度があり、5 割及び 2 割軽減は加入者数に応じて軽減の基準判定
所得が拡大される措置を講じていることから、町独自での子供の均等
割の軽減する考えはございません。

議 長
熊木議員
(再質問)

3 番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。この、国の施策として、このことも均等割は廃
止されるべきだと、私は思うんですけれども、今年ようやく南幌町も
資産割が廃止されました。これは今までも近隣や、それから市とかで
も、資産割は早くにも廃止しているところがありました。うちもよう
やくって感じるんですけれども、0 歳の赤ちゃんから係るって
いうもので、やはり占める割合ってすごく大きいと思うんですよね。そ
れで国がまだやっていないっていうことを、うちが先駆けてって
いうふうにはならないというふうなお考えなのかもしれないんですけれど

も、私が調べた中では均等割を廃止を決断した宮古市の宮城県宮古市の山本市長っていう方は、全国知事会が国に国保財政の定率負担の拡大へ1兆円の財政支援を求めるっていう決議を上げたことが大きな後押しになって、市として独自にその決断をしたっていうことが報道されていました。この市長はやっぱり子どもの均等割がもう陣頭割とも言われるような過酷な均等割、っていうふうに思って、やっぱりせめて子どもの部分だけでも免除する動機として、子育て支援を上げて、宮古市はその先駆けになると決意を述べているんです。当然財源が出てきますよね。それをほかの人にかぶせておくにはいかないっていうことで、ふるさと納税の中からその財源を建てるっていうことで、すごく新しいっていうか、ふるさと納税をそういう形に使えるんだなっていうことを、私はその記事を読んで思いました。ですから、いろんな形でその軽減をするっていうことが今本当に求められるのではないかなと思います。確かに町長の言われるようにする国保だけやるっていうと、その公平感のところでどうなのかっていうのがあると思います。今、南幌町は先ほどの質問にもありましたし、町長のご答弁でもありましたけれども、やっぱり子育て世代が住宅のそういう支援とかそういう形で増えてきて、あと今すぐ建てなくても、やっぱり町を訪れてこういう環境の中で子育てしたいなって思っている方が本当に増えてきていると思うんですよ。そういう人方に対して南幌町は先駆けてこういうようなことをやっています。どうぞ南幌に来て安心して子供たくさん生んでくださいっていうかね、本当に何かそういうような施策につながっていけば、本当にいいのではないかなと思います。ですから、なかなかこうこれを決断したっていうところはたくさん今は例はないので。ただ、ふるさと納税を使ったっていうことをちょっとご紹介させていただきながら、やっぱりそういうような判断を検討すべきではないかなと思うので、そこちょっと1点、町長に伺いたいのと、例えば南幌の場合、国保に加入している世帯で子どもが3人以上いる家庭については、3人目からは免除するとか、そういうような一部軽減、軽減策っていうのを取り入れるっていう形ではやれるんじゃないかなって私は思うんですけども、それも伺います。2点お願いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず、よその町はどうか私は把握をしておりませんし、うちの町と同じ経営やってればそれは当然参考になると思いますが、うちの国保の加入者が約3割ぐらいますよね。そんな中で今苦心をしながらやっているわけでありまして。国保は自営業の人、農家を含めて入る加入者が多いわけなんです。私は資産割、これは今、国保が全道一円になりましたからどうしても廃止したんですけども、資産割を入れることによって低所得者には軽減されてたんですよ。だからそれを廃止せいということで廃止しましたけども、だから負担がかかるからこっちをっていうことじゃ困るんだけども、私どもとしてはやはりどっかを軽減すればどっかが穴空くわけでその分の応援をどこですか、一般会計から3割しかない世帯の子どもた

ちに応援するのがいいのかどうか。私はそうではない。子どもさんたちはやっぱり全て同じように扱ってあげるのがいいんじゃないかなというふうに思っております。ですから、うちもふるさと納税で高齢者対策だとか子ども対策に使っているわけでありまして。私はそれは子どもたちに対応、すべての方たちも対象者になるわけでありましてから、ぜひこういうものをふるさと納税と呼びかけながら、ふやしていきたいと思っておりますが、ふるさと納税自体がちょっと今変な形になってますんで、これが継続としてちゃんとできていくかどうか。うちみたいにこんなに特産品が多い、あるいは肉牛を飼ってる農家がいるわけでもない、海産物がとれる地域でもない、そんな地域でありますんで、私はふるさと納税のいろんな制限今来てますけれども、本来、本当にそれでいいのかどうかっていう、国のほうも議論をされているようでありますから、それについて毎年制度が厳しくなって、従って、うちのふるさと納税に来る金額がどんどん落ちている。こんな状況でありますんで、ちょっとその辺についてはまたいろんな機会を通じて国のほうにお話をさせていただきたいなとは思っておりますが、本当に頑張っている町をどうするんだっていう思いがございます。人のものを借りていっぱい集めている自治体もありますから、それは規制されて今度はできなくなりましたんで、本来、私はふるさと納税は違うんじゃないかなというふうに思っておりますから、それらも含めていくと、うちで今できる範囲でいろいろやりながら、低所得者にも対策をしながらやっておりますし、どこも医療費は子どもさんについては免除するように、どこの自治体も今考えてやっているわけです。うちもそれには乗り遅れない、うちの町としてできることを今やらせていただいておりますんで、子どもを均等割から外すようなことにはちょっと今はならないと、そんなふうに考えているところでありますし、今後ふるさと納税の仕方によってはまた、熊木議員が言われたことも視野には当然入るかと思いますが、それは子育てに多く使えるように、私どもも集めたいなというふうに、子ども、お年寄りに何とかふるさと納税で多くの全国の皆さんからの応援で少しでも行き渡るように、少しでも声を上げていきたいなとそんなふうに思っております。

議長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。ふるさと納税のことを宮古市の山本市長のこととで今お話したんですけれども、私も町長と同じようにっていうか、そのふるさと納税のあり方そのものが、それを財源をそこに頼るってことがやっぱり正しい方向ではないと思うんですよね。ですから、やっぱり国がきちっと今まで出していた分の50%を出していくっていう形のものに戻すっていうかね、全国知事会とか市町村長会とか医師会とかが国に対して求めているっていうことに対して、おそらく三好町長も全国のそういう中ではその声を上げていると思うんです。ですからやっぱりそういうものをやっぱり国に対して求めるっていうことをまずは今まで以上にやっていただきたいし、そういう形で本来ならば国が負担すべきものを、負担を減らして市町村や個人が負担するっていう形になっているものを改めるっていう方向には声を上げて行くっ

という形で一緒にやっていきたいなと思います。それから、資産割のことで、先ほど町長が資産割があったから全体がって言いましたけれども、そういう部分もあるかもしれないけれども、その資産割があった時はやはり例えば南幌の場合は約3割の方が国民健康保険、それで農家の方とかその一般の個人商店主とか、あとそういう方が入っているんですけども、農家の方も営農をきちっとされていてそのまま営農の収入が入ってきているときの資産割で払う分と、後継者もいなくて農業収入も少なくなってきた時に掛かってくる資産割ってのはすごく大きかったと思うんですね。だからそういう意味では、廃止されたっていうことは、ようやく他町村と足並みがそろったなとは思っています。それから均等割のところでは全部一遍にやれるっていうことではないと思うので、その軽減策を、やっぱり子育てするならこの南幌町、よくほかの所でも使いますけれども、子育て日本一を目指すとかいろんなことを皆さん言われますよね。少なくともやっぱりそういう形で南幌町も、少子化対策それから高齢者対策っていう中で、何とかいい形に持っていけるように、やっぱり日々努力をしていくっていうことが大事ではないかなと思います。町長もそういういろんな形で今支援策とかいろんな形をやっておられるんですけども、さらにやっぱりそのところは検討してもらいたいなと、研究してもらいたいなと思うんですけども、そこについてはどうでしょうか。

町長
(再々答弁)

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。国のほうの関係は国のほうで決めるんで、私は中身がちょっとわからない部分もたくさんあります。例えばうちは3割しかいないから3割しかいないからどう町財政から繰入れできるのは非常に厳しいっていうのは、国全体も同じだと思うんですよ。国保の加入者と社会保険の加入者はどのくらい差があるのか、その辺、私把握してないから一概にこれとかいいか悪いとかっていうならないけども市町村の実情からいくと、こういう実情だから是正をしてほしいっていうお話をさせていただいているところであります。また、うちもいろんな軽減策をさせていただいておりますんで、その中で今のところ何もない、声はそんなにあるわけじゃないんです。私に直接、これが高いからどうのこうのっていう話は今のところありませんが、熊木議員にはそういうお話があったということでもありますんで、それはそれとして受けながらやりますけれども、やはり公平っていうのが大事だと思います。社会保険の加入者も同じように恩恵を受けるような形をしてあげないと、私は子どもは何の保険入っているように、僕は同じ扱いしてあげたいなとそんな思いで今やっておりますんで、できるものがあれば、それはトライをさせていただきますけれども、常に頭に置きながらそんな方向で進めさせていただいておりますんで、今のところこの制度の中で務めさせていただきたいと考えております。

議長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に2番 佐藤 妙子議員。

1 問目。子育て支援の取り組みについて。南幌町子ども子育て支援計画は平成27年にスタートし、家庭や子供に寄り添った総合的な子

育て支援を推進しています。その中の基本理念として、一人一人の子どもが健やかに育つ町とあります。子育ての町南幌としても時代のニーズに合った取り組みや内容の浸透性など、安心して産み育てられる町へとさらに拡大を進める必要があると感じます。そこで3点町長に伺います。

1、子育て世代が抱える経済的負担は増加の傾向にあり、安心して育児をサポートできる支援が必要と考えることから、赤ちゃんの紙おむつ代を町で助成しては

2、最近では母子手帳アプリを利用して上手に時間を効率化し、育児をしている方が増えています。自治体が発信した情報が住民のパソコンやスマートフォンなどに届き子育てを後押しする機能性があり、最近では多くの自治体が導入し始めています。本町でも若い世代が活躍しやすい母子手帳アプリの導入の考えは。

3、現在、本町では子育て支援米として農薬を節減して栽培した南幌町のお米「きたくりん」を中学生まで提供していますが、町のホームページでは違う銘柄のお米を紹介しています。また、子育て支援米と同じ「きたくりん」を購入することが現在ではできない状況です。米作りの南幌の特色を生かした子育て支援米事業は、全国でも珍しく、住民への事業内容の浸透性を図ることは子育ての町をさらにアピールするものとなります。今後の子育て支援米の考え方は。

議 長
町 長

町長。

子育て支援の取り組みについての御質問にお答えします。本町では、次代を担う子供たちがふるさと南幌を大切に思い健やかに成長できるよう子育て支援事業を展開しています。1点目のご質問については、第2期南幌町子ども子育て支援事業計画の策定に向け、子育て世帯のニーズを把握するため、1月にアンケート調査を実施し、集計及び分析を行っているところです。このアンケートの結果からも経済的支援を望む声は多いものの、紙おむつ代の助成ニーズは低く、今後国による幼児保育や教育無償化などの経済的負担の軽減が図られるため、助成を行う考えはありません。

2点目の御質問については、母子手帳アプリは子どもの成長発達や予防接種の記録のほか、自治体の子育てやイベントの情報を発信できる利点がありますが、一方で、相談業務などの対応に課題があることから導入に当たっては必要性の有無を十分に検討しなければならないと考えております。

3点目の御質問については、子どもの健やかな成長と家庭における食育の推進、地産地消を図ることを目的として子育て支援米支給事業を実施し、平成29年度から南幌ピュアライスきたくりんを支給しています。町全体での収穫量が少なく子育て支援米用に特別に準備していますが、支給世帯からも好評を得ているため町内で購入できるよう農業団体に要請してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず、第6期の総合計画の基本構想に、子育て支援を充実させ誰もが子どもを育てやすい環境をつくります、

とありました。そういうところも含めて、質問させていただきたいと思うんですけども、まず、先ほど紙おむつなんですけどニーズがないというお話でしたけれども、まず赤ちゃんが生まれて必ず使用するの
が紙おむつです。先日、何人かの子育てのママさんからリサーチして
きたんですけども、肌のデリケートな新生児は取りかえ回数も多い
のでおむつ代が浮くととても助かると、毎月の平均のおむつ代が3,
000円3,500円ぐらいかかる、また、おしりふき代を入れると
4,000円位になる、今月からミルク代も値上がりしてやりくりが
大変な中、おむつ代の補助は本当にうれしいとおっしゃってありま
した。私が聞いた範囲のニーズですが、これが皆さんの声だと私は感
じております。赤ちゃんのトイレトレーニングを始める時期が1歳半
からが多いようなので、1年間の助成でいいのではないかと考えてお
ります。最近では出生率が40人前後ということですので本町としては
決してできない予算措置ではないかなと、決してできないものではない
んじゃないかとそのように思います。2点目の母子手帳アプリ、
これがなぜ必要かといいますと、特に今忙しい子育て世代の方が多く
なっております。本当に少ない労力と時間で必要な情報を得られる
いうことはとても重要だと思います。もちろん、従来あるその母子手
帳や印刷物、南幌町でも今のが作られているんですよ。それも、すぐ
くそれも必要なんですけれどもどうしても情報を得るまで時間をかか
ってしまいます。お母さんたちが、常に持ち歩いているそのスマート
フォンなどで町からの情報がすぐわかるのは助かると思います。今、
その地域のかかわり合いの減少とか、子育て世帯の孤立化とか核家族
によって、身近に相談する場所がどんどん減ってきております。それ
により自然と身近にある手軽なインターネットからの情報を得ている
状況だと思います。その反面に、情報の信用性の問題も出てきている
わけですから、やはり行政から出る発信というのは信用性があると思
います。実は、先日ですね、5月からこのアプリを導入する近隣の自
治体にお話を聞きに行っていました。その時に導入の理由をお聞きし
たところ、今は子育て世代の30代から40代のスマートフォンの
保有率が8割を超えているそうです。子育て支援アプリっていうのは、
新たな情報発信ツールの一つとしてとても有効な手段として導入し
ています、とお話しされておりました。また、それと同時に住民サー
ビスの向上にもつながるというお話でした。そして、メリットとし
ては住民側のメリットとしては、行政からの最新情報が届くというこ
とと子どもたちの成長記録が保存される、離れている家族、例えば単
身赴任のお父さんですとか、離れているおじいちゃんおばあちゃん
でも、スマートフォンとかがあれば共有できるっていうんですね。複雑
な予防接種は自分で子どもの複雑な予防接種の連絡とか、自分で子
どもの成長管理ができるということなんです。その行政からのメリッ
トはどういうことなのかといいますと、子育て情報が一括管理ができ
て、最新情報が届くので皆さんがその紙の媒体よりも閲覧してされ
やすい、町が管理しているので信頼性があり、その一番いいなと思
ったのが、その初期費用なしで運用コストが安いということです。本町の

規模であれば一月2万円以内で事業が始められる。初期費用なしで2万円以内で始められるということでした。このくらいの低コストであれば、南幌でも可能かと思えますし、先ほど検討していますということでしたので早急にさせていただきたいなと思えますけれども、そのことに関して町長はどのようにお考えかお聞きいたします。3番目の子育て支援米なんですけれども、南幌町のような米生産地だからこそできる子育て支援米だと私は思います。この目的が食育の推進、また経済的負担軽減を図るということが書かれてありました。それで、食育の推進ということを考えると町長は南幌の子どもたちに南幌の減農薬の美味しいお米を食べてもらって、元気でたくましく育ってほしいというその思いから、南幌産の以前はななつぼしからだったと思うんですけれども、今回きたくりんに変更したと聞いております。町が推奨しているお米ですから再度食べてみたいという方がふえることは考えられるわけです。そのときに同じものはありませんかと。Aコープに聞いたときに、それはありませんっていうことはどうなのかなっていうふうに思いますので、ぜひ先ほども要望していただければいいということでしたので強く要望していただければなと思っております。それと経済的負担の軽減という目的のことから、今子育て中の食べ盛りの子どもたちが南幌町の美味しいお米を食べているんですけれども、経済的に助かると思えますけれども、母子家庭、のような、本当に大変な家族にとって、もう少しその子育て支援米を増量するとか、そういうお考えはあるかどうか、その部分もお聞かせ願いたいと思います

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたしますが、まず今のところのニーズの問題いろいろ言ったら、お互いに言った言わないになりますからあれですけども、うちとして今できる分を最優先させていただいておりますんで、需要、それがまた多くなってきた時には当然考えていかなければならないなというふうに思ってますが、先ほど答弁したように国やらいろいろ政策が変わってきておりますんで、それらの状況も見ながら考えていかなければならないと思ってます。それから、情報アプリについては当然、今検討していくんですが、登録もしていただけなきゃならない、あるいは、役場の中で保健福祉課だけの情報で良いのか、またいろんな問題ありますよね。教育委員会なり役場の中でも、だからそういう共有ができる情報も、同じやるんだったら1カ所だけでっていう話にはなりませんし、今情報の漏えいで非常にいろんな問題が出てます。だから、その辺のやっぱりきちとした精査をしていかなければ、やった所もかなり困難になってきて、いろいろ問題が出ているようであります。ですんで、金額ではないと思うんです。それはわかってるんです、金額の安いのがわかってるんですが、情報の漏えいで非常に問題が出るのが多くなっておりますので、合わせて今の保健福祉課でそれを一課でやるっていうことになるとうち職員の配置等々、いろいろ問題あります。今、保健師が一生懸命子育て世代回っていただいているんですが、そこも減らしたくないです、私は、いろんな今、全国でいろんな問題が出てやはり対面していろんな話をしな

がらやって、情報アプリで出したからいいかっていうそういう問題では私はないような気がするんです。やっぱり人と人で子育て世代のも聞いてあげたりいろんな情報発信も大事ですけども、そういう接する機会を減らすっていうことはしたくないなと、いうふうに思っているところでもありますから、それらをクリアしながら検討をしているところでもありますので、それが出来次第またどうするかは検討していきたいなというふうに思っております。また子育て支援米、ななつぼしからきたくりんに変わったというお話させていただいたんですが、ななつぼし、農家の方もおりますけれども、きたくりん、これ農薬どう使ってるかわかりませんが、我々の伝えられてるについては、農薬は、今の北海道の米の農薬使ってる標準からいくと3割減、に使っていると、今ある北海道の米の中では一番減農薬ですので、将来ある子どもさんたちのために少しでも健康なお米を毎日食べていただくのがいいのかなということで、子育て支援米はきたくりん、それから給食米もきたくりんにさせていただいて、そんなことを組みながらいるところでもあります。ただ、絶対量がまだ足りないようでもありますから、これは先ほど答弁したように農業団体と要請もしながら町内の米は町内でできるだけ買っていただけるような、そんなシステムになっていただくようにこれからも要請をしてまいりたいなというふうに思ってますんで、まず、そこを先にやらないと、増量とかそういう問題ではないと思っておりますんで、まず少しでも、町民の方に目に触れるような販売物になっていただきたいなとそんなふうに思ってます。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子 議員。

紙おむつの助成なんですけれども、本当にこの紙おむつは本当に必需品で節約できないものなんですね。で、子育て世代の方たちにとっては、それが月に3,000円、または5,000円であっても本当に助かると思います。私たちの時代から見ると、今はいろんな、国の助成制度、補助制度とかあって今の世代の方が恵まれているんじゃないかなっていう自分勝手な認識があったんですけども、ほんとに現場、子育て世代の方たちのお話を聞いたり、現場に入ってみるとやっぱり、今、時代が違うなということをすごく感じます。本当にこういう形でね、苦労しながら子育てされてるんだなそういう中で南幌町で子供たくさん生んでくださいと、私たちも言ってるわけですからできるだけそのニーズを本当に、何て言うんでかねニーズの必要性と言っても、もう少し深くお聞きしながら、していただきたいなと思っております。そして、その子育てアプリ、電子母子手帳なんですけれども、もちろん、その今までの母子手帳はすごく大事ですし、職員の方たちがこの母子手帳をつくることによって、より職員の人たちの仕事がふえるとか、そういうことは少ないですっていうお話でございました。いいものがあっても職員の人達に負担をかけるということになると、あまり意味がないのではないかなと思うんですけども、お話を聞いたところ職員に対してのそれほどの負担はないという、ことでしたので、ぜひ早急にニーズ調査をしながら導入に至っていただきたいなと、そのように思っております。そして、子育て支援米なんですけれども、

今、町長がおっしゃったように、本当に南幌町の子供たちの成長を願って南幌町の米を食べてほしいという町長の並々ならぬ、というか思いがあつての政策だと思っております。であればですね、もっと産業振興課のカウンターの前とかあいくるとかで、こういう子育て支援米がお渡しされてるんですよっていうことを、何か写真なんかではってコピーか何かでとって、写真を撮っていただいてね、それを町民に見せてあげる、私も今回Aコープでは、きたくりん、たくさん売っているんですけれども、子育て支援米ではないと言われて、初めてパッケージを見せていただきました、そういう部分ではやっぱり対象者だけではなくて、やっぱり町民がこういうことをしている町なんだと、目で訴えていただけるようなね、そういう工夫もしていただきたいなと思います。もう一つ、町長にお願いしたいことは、いただくときに支援米支給の案内の申込票が支給対象者に送られてくるわけですが、その時に一緒に町長の直筆のメッセージをですね、同封していただければなという今の、先ほど言った思いのことを綴って、同封していただいて、いただけたらなと思います。そういう何て言うんですかね、気持ちがその気持ち、その物を贈るのもいいんですけども、一緒にその気持ちを送るということで、本来の意味合いも深まりますし、町長の言われている、そのふるさとづくりにつながるのではないかなと。そのように思っておりますので、ぜひ、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長
(再々答弁)

佐藤委員の再々質問にお答えをいたします。アプリについては先ほど申し上げたとおり、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。それによっていろんな効果、やるからには、全庁あげて、役場全部挙げて情報発信をしたいと思っております。だから、それができるのかどうかっていうのも私わかりません。今の世代の時代のアプリでありますんで、私にはとても使いこなせないと思っておりますんで、そんなことを含めながら、やるからにはそういう情報を、保健福祉課だけの情報じゃなくて、せっかくやるのであれば南幌町全体のことを考えるべきでないかなというふうに思っております。また、紙おむつの関係、確かに経済的負担っていう部分で言われるといういろんなことがあるんだろうと思います。これはもう含めながら、今子育て世帯の今度第2期第6期計画をつくってますんで、そんな中で何かが出てきた時にはまた考えていきたいなというふうに思っておりますが、どちらにしても課題のある御質問かと思っております。またきたくりん、いや売っているんですけども、精米するところが南幌町って限定できないものですから、南幌のパッケージが使えない、全道的にきたくりんがふえてきておりますから、間違いなく低農薬だと思います。ただ、私はうちの町に見えるお米を、やはりその子どもたちに食べさせてあげるのが、農家の方の励みにもなるしいんではないかということで、よそのきたくりんが減農薬でないっていうわけじゃなくて、それも減農薬なんですけど、確かな、私が見える範囲でやれるほうがいいのかということにさせていただいております。そんなに味も悪くない、ななつぼし並み波でありますんで大丈夫かなと思っております。

ます。ただ、メッセージを入れるかどうかはこれは今後のことで、直筆と言われましたが、字が下手なものですからなかなか直筆は難しいし、ただ形だけでしていいのかわかっていうのもありますんで、たまに支給する時に私も顔を出して、子育て世代とお話しもさせていただいておりますんで、そういう中で検討させていただきたいなというふうに思ってます。

議 長

ここで、午後 1 時まで、昼食のため休憩いたします。

(午前 11 時 55 分)

(午後 1 時 00 分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2 番 佐藤 妙子議員

佐藤議員

それでは、2 番目の質問をさせていただきます。住みやすい栄町公営住宅について。現在、本町の栄町公営住宅は昭和 61 年から平成 2 年に建築され町内の公営住宅の約 70% を占めています。長寿命化計画では平成 29 年から平成 38 年の計画で耐用年数が経過するまでの期間、良好な住居ストックとして活用できるよう、適切な整備及び管理を個別改善事業により既存ストックの長寿命化を図ることとしています。低所得者世帯や低年金者世帯でも入居しやすく今後高齢化が加速する本町において重要な住宅と考えます。しかし、現在、77 戸の部屋が長期間空室の状況です。申込み時期を随時募集にしたり、単身者の申し込み年齢基準の緩和などをして、早急に入居を促すことが大事だと考えます。また、栄町の公営住宅では風呂釜と浴槽は個人で設置することになっていますが、時代背景とともに風呂施設は住宅設備と変化しています。風呂釜と浴槽の個人負担は高額であるため、入居者の経済的負担は大きく、退去するときも取り外して出なくてはなりません。このような状況を今後、長寿命化計画の中でどのように考えていくのか、町民が安心して占める公営住宅のあり方について具体的に考える時と考えます。そこで町長に 2 点伺います。

1、空室が続く原因をどう捉えているか。また空室解消に向けたこれまでの取り組みと今後の対策は。

2、風呂釜と浴槽の設備も住宅施設の一部として考えることから、町が設置していく考えは。

議 長
町 長

町長。

住みやすい栄町公営住宅についてのご質問にお答えします。現在、町が管理する公営住宅は栄町団地を含む 3 団地、108 戸となっています。町では町民が安心して生活できる快適な生活環境のまちづくりを進めるため、第 6 期総合計画や南幌町公営住宅等長寿命化計画に掲げる住宅施策に取り組んでいます。1 点目の御質問については、栄町団地は建設から 30 年ほど経過し老朽化が進んでいることから、建設年度が新しい道営住宅に比べ入居希望者が少なくなっていると考えております。空室解消の取り組みとして、公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅性能及び耐久性の向上に向けた整備を進めるとともに、空室が多くなった場合については町外からの入居希望者の申し込みを受けています。今後も、公営住宅としての機能低下をきたさないよう、

計画的な修繕や設備の更新を実施してまいります。2点目のご質問については、栄町団地は建設時期の基準に基づき整備されているため、浴槽設備がない仕様となっています。しかし、近年の住宅仕様や入居者の高齢化など建設当時から住宅事情が大きく変化していることから、入居者の負担軽減と入居促進を図るため、設置について検討してまいります。

議長
佐藤議員

2番 佐藤 妙子議員。

はい、再質問させていただきます。ただ今のご答弁でその申し込み希望者が少ない、またはいないというそういうお話でしたけれども、しかし道営住宅とか元町、夕張太団地は結構申し込み者はいるんですね。それで、もちろん栄町が風呂が設置されていないということも、一つの原因なんですけれども、老朽化している、また3階の空き室が先ほど5件って言うてましたけれども、つい最近全てで7件空き室がございました。それでほとんどが3階の空き室が多いわけです。やはり3階となると高齢者よりもその若い方たちの入居希望者があるのではないかと思いますけれども、なかなかその若い世代の敷設たちのニーズにそぐわないということもあると思います。それで、先ほども言いましたけれども、先日ほとんどの空き室を見させていただきました。それで、室内の状況の良いところ悪いところあったんですけれども、特にこれはどうなのかなと感じたんですけれども、その床材に大きく染み込んだ染みですね、また、その部屋の臭いとか、その臭いも本当に室内の本当に染み付いた臭い、また掃除ではなくて本当に補修しなければ、入居者が見た時に本当に入りたいと思うかなあと思うような空き室もございました。本当に入ってからこられる人たちが、まず、ドアを開けた時にどう感じるかっていうことをちょっとしっかり考えていただいて、その下見をする時には気持ちよく下見をしていただく、そういう努力をしていただきたいなそのように思っております。それと、一つの工夫としては、今ホームページに空き家ありますよっていう、そういうそれだけなんですけれども、そこにきちっと広報、ホームページの中に部屋の間取りとか外装とかをつけてこういう住宅ですよ、というそういう訴え方も大事だなと思います。それと3階なので、栄町は比較的高齢者が入居されてる方が多いということなんですけれども、なかなか3階まで、そのエレベーターのない中で入居されるっていうことは、やっぱり子育て家族をお持ちの世帯が多いんじゃないかなと思うんですよね。そこで、3階を子育て世代に限定して、その内装をリフォームして、子育て世代の方たちが内装を見て、入ろうかなと思うようなそういう仕組みも考えられるのではないかなと思っております。それと2点目なんですけれども、先ほど検討していただけるということで、平成24年に私、栄町の公営住宅の風呂の設置について質問させていただきました。それから7年、本当に7年間栄町の住宅の下を通るたびに、ここにお風呂がどういうふうにしたらつくんだろうか、とずーっと考えながらいたわけなんですけれども、検討していただけるっていう状況になったので大きく前進できたのかなと、そのように考えております。あれだけの70戸ですか、あるところなん

で、一度にするっていうのは、町の財政上大変だと思いますので、年次計画、また、段階的に設置していただく、優先順位もですね、高齢者が優先なのか、その3階の空いてところが優先なのか、ぜひしっかりと検討、ご審議していただきたいと思っております。そういう中で、検討していただけるということなんですけれども、先ほどのように、住宅、空き家の住宅を空かさない、もうかなり1年近く空いているところもあると思うんですけれども、やっぱり空かさないための施策として先ほど一つの例をとったんですけれども、そういうところでは町長はどのように感じておられるかなという思いなんですけれども、よろしくお願いいたします。

議 町 長
町 長

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。私どもも当然空いた時に点検をして、修繕をしなければならない部分については修繕をさせていただいているところであります。最低限はさせていただいていると思っております。ただ、それぞれ見た感覚が違うんだろうと思いますが、見に来てそれで問題ない人はそれで入っていただいている実情であります。佐藤議員も見てる場所によっては結構きれいだねって言っていただいたという私は報告を受けたんですが、そういう感覚を持っておられるんでそれはそれで私どもはできる範囲で今、やらせていただきます。それから、経過年数、これ耐用年数が長い公営住宅ですから、まだまだ使わなきゃならないっていうことであります。そして今、風呂の設置のお話を早くからお話をいただいているんですが、当然行政が風呂の設置をお金をかけて作りますと、当然家賃、光熱費が上がります。だからそういうお話をすると、それはいいよっていう人も結構いるんです。今のままの安い家賃で使えるんなら、それはそれでいいっていう方もおられますんで、それぞれニーズが違いますので、一概に全部つけると佐藤議員も言われたように、できること、とこからっていうことなんです、私どももできるところから当然、家賃にも反映していかなきゃなりませんし、個人の光熱費の負担は、当然ふえると、そういう理解のもとで進めていかなければだめだと思っておりますんで、入っている方々のそれぞれのニーズが違いますんで、それらを把握しながら一遍に何十棟もできませんから、何点かやるとしたら、その辺も計画して家賃がどのぐらいになる、そういうことも当然把握していかなければなりませんので、いろいろ検討しながら、導入について考えていきたいなというふうに思っております。

町 長
佐藤議員

2番 佐藤 妙子 議員

再々質問させていただきます。今、町長の言われたようにいろんなニーズの方はいらっしゃると思います。先日っていうか、選挙中に栄町に住まわれるてる方からお話がありました。その中でだんだんその年を取ってきて、介護認定までいかないんですけども手術して足が痛くなったり、足が不自由になったとか、それで毎度タクシーであいくるに行くにも経済的にも大変だ、まあ、その人その人なんですけれども、一つの意見として聞いていただきたいんですが、これからその高額風呂を設置してね、人生あと何年使えるか、だけれどもお風呂に

は入りたいけれども、タクシーを使わなきゃいけない。だけれども介護認定されているわけではないので、デイサービスに行くわけにもいかないという、そういう方が何人かいらっしゃいました。一昔はお風呂と言うと、個人の財産っていうそういう捉え方でぜいたく品という捉え方の時代もあったようでございますけれども、今お風呂、トイレ、流しも賃貸住宅でも付いている時代でございますから、本当に入居時の収入条件は家族の総収入で月収15万8,000円以内でということでございます。そういう方々が入居されるわけですから家賃、敷金、風呂の設置、で入居時に60万近くかかるわけでございます。本当に大変な状況になると思うんですね、そういう部分で。ぜひ、この件に関しては御答弁は要らないんですけど、そういう声もあるということです。御理解していただきたいなというふうに思っています。そこで、最後に一つだけ町長にお聞きたいんですけども、この公営住宅の長寿命化計画っていうのは、平成38年度までなんですけれども、平成35年から38年にかけて、栄町の公営住宅の屋根とか外壁の補修工事が始まると書いてありました。それで38年に補修工事が終わるということは、その後も現在のまま、今の形で入居者募集をされるんでしょうか。建築当時は、大人数家族を対象として、3LDK、3DKの間取りが多い団地です。ですけども、現在は高齢者の1人世帯、ひとり暮らしの方も多く住んでおります。そういう中で、建物の耐用年数は70年あると聞いております。建物自体は改修で建物は何とか維持できると思うんですけども、自宅の物置にポリタンクの灯油を備蓄したりですとかね、風呂はガスなので灯油より割高になる、住宅設備の老朽化とかユニットバスは設計上つけられない。そういう中で今の長寿命化計画で本当に住みやすい公営住宅がその、保たれるのかどうなのかなと思っています。そのような中で、今後の建てかえの見直しも含めた町長のお考えをお聞きしたいと思います。町長。

議 町 長

佐藤議員の再々質問にお答えをニーズがいろいろあるんで、風呂をつける、つけないと先ほどお話ししたとおり、上がらないならつけてくれという人が大半です。賃料、あるいは維持費が上がるんなら困るんだと。いろんな方、それから灯油になぜしなかったかと、3階まで灯油を持って歩くのが大変だから、ガスにした。そういういろんな背景があるので、一概に今のあれがいいとか悪いとかは言えないんですけども、うちの町としてできることを今、あるいは高齢者に対しても少しでも優しくというやり方でやってます。それで公営住宅は耐用年数が長いんですけどどうするんだということで、一応70年という耐用年数がありますから、それまでは長寿命化の計画に基づいて改修をしていくと。というのは、公営住宅の入居希望者もそんなにない、今も空いてるぐらいで、それから耐用年数を前倒しでやっぱりそこをやめて新しいの作ったら、今の制度からいくと何もなし、町単費なんです。そんな中でやっていいかどうか、いうことでありますので、やはり制度が変わってくれば、これはまたいろんなことが手かけられるかなと思います。今の法律の中である程度縛りの中でやっていくとしたら

これしかないのかなと。それで希望が多ければ、入居者にお風呂なんかも設置を検討していきたいというのは、そうなんです、毎月、毎年で割っていくと結構な金額になりますから。それを理解していただいて、つけるのは構わないのかなと思ってますが、そこを理解しないでただつくるっていう話には私はならないと思ってます。ぜひつけるのはつけるけれども、自分の自己負担もふえるということを理解いただければと思います。それらをしながら、やっぱり空き室の解消はしていかなきゃならないなというふうに思っております。先ほど最初の答弁をさせていただいたし、佐藤議員からも言われましたように、個々それぞれの感覚もありますので、そのニーズをうまく把握しながら少しでも入っていただくように努力はさせていただきたいなと思います。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。以上で一般質問を終結いたします。

日程 5 議案第 33 号から日程 7 議案第 30 号までの 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程 5 議案第 33 号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

●日程 6 議案第 34 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第 1 号）

●日程 7 議案第 35 号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

以上 3 議案を一括して一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 33 号から議案第 35 号までの 3 議案につきまして提案理由を申し上げます。始めに議案第 33 号南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第 34 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出では介護保険特別会計繰出金、プレミアム付商品券事業費感染症予防事業費及び地域振興プレミアム付き商品券事業費などの追加。歳入では国庫支出金、南幌工業団地、工業用地売却収入などの追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1, 816 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1, 754 万 9, 000 円とするものです。

次に、議案第 35 号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出では介護保険報酬改定に伴うシステム改修費の追加、歳入では低所得者保険料軽減基準割合の改正に伴う介護保険料の減額並びに一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5, 554 万 7, 000 円とするものです。

議案第 33 号及び議案第 35 号につきましては保健福祉課長が、議

議 長
保健福祉課長

案第34号につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

議案第33号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この度の改正内容につきましては、所得の少ない方の保険料を軽減するために第1号被保険者保険料の一部を改正するものでございます。それでは、別途配布いたしました議案第33号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。第2条は、平成30年度から平成32年度までの保険料を定めています。

この度、改正する第2項から第4項につきましては、所得の少ない方へ別枠公費を投入し軽減を図るもので、平成30年度につきましては、第2項に規定しています保険料段階が第1段階のみ軽減をしていましたが、平成31年度につきましては第2段階と第3段階の保険料も軽減が図られることとなったため、第3項と第4項を加えています。なお、この度の改正につきましては平成31年度分のみとなります。第2項では、保険料段階が第1段階の基準額に対する割合を、現行の0.45を0.375にすることで、年額保険料29,200円を24,300円に軽減するものです。

第3項では、第2段階の基準額に対する割合を現行の0.75を0.625にすることで、年額保険料48,600円を40,500円に軽減するものです。

附則として、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、経過措置の定めです。

第4項では、第3段階の基準額に対する割合を現行の0.75を0.725にすることで、年額保険料48,600円を47,000円に軽減するものです。以上で 議案第33号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第34号 令和元年度 南幌町一般会計補正予算（第1号）の説明を行います。

始めに、歳出から説明いたします。11ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額 1億2,542万2,000円の追加です。財産管理経費25節積立金で、後ほど、歳入で説明いたします南幌工業団地用地売却収入のうち、第三セクター等改革推進債償還元金への充当残額を減債基金に積立てるものです。

5目企業誘致推進費、補正額83万3,000円の追加です。企業誘致推進事業13節委託料で、南幌工業団地用地確定測量業務費用を追加するものです。

3款民生費1項3目老人福祉費、補正額 716万5,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金、28節：繰出金で、496万5,000円の追加、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

続いて、老人福祉経費20節扶助費で、220万円の追加、老人福祉施設入所者、新規1名分の措置費を追加するものです。

8目プレミアム付商品券事業費、補正額 4,931万5,000円の追加です。次ページにかけて、国のプレミアム付商品券事業として、予定されている消費税率の引き上げに伴い、非課税者並びに子育て世帯の消費に与える影響の緩和等を目的に、プレミアム付商品券販売の経費を追加するものです。なお、商品券は額面5,000円の商品券を4,000円で、1人5セットを購入限度として販売するものです。12ページ、下段です。

4款衛生費1項2目予防費、補正額 248万4,000円の追加です。次ページにかけて、感染症予防事業として国の風疹に関する追加的対策に係る費用として、抗体検査用クーポン券の交付、予防接種費用等を追加するものです。なお、本年度の対象者は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性となります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額 120万円の追加です。担い手育成対策事業、19節負担金補助及び交付金で、就農促進交付金として、研修型1名、新規就農型2名分を追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額 2,469万3,000円の追加です。町単独の地域振興プレミアム付商品券事業として、予定されている消費税率の引き上げに伴い、町内消費の落ち込みが懸念されるため、地元消費の拡大と地域経済活性化を目的に、商品券販売の経費を追加するものです。なお、商品券は額面12,000円の商品券を10,000円で、1世帯2セットを購入限度として販売するものです。次ページにまいります。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額624万1,000円の追加です。住宅リフォーム等助成事業で、当初予算額600万円に対し、申請額が上回ったことから追加するものです。なお、申請件数は52件となっています。

9款教育費2項1目学校管理費、補正額 36万1,000円の追加です。学校運営経費18節備品購入費で、小学校に設置している大判プリンターが故障し修理不能となったため、新たに購入するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

11款予備費1項1目予備費、補正額 45万4,000円の追加です。2款総務費、企業誘致推進事業で説明いたしました、南幌工業団地用地確定測量業務費用への充用分を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額229万4,000円の追加です。4節介護保険国庫負担金で、低所得者保険料軽減割合の基準改正に伴う国の負担分を追加するものです。

2項2目民生費国庫補助金、補正額 1,531万5,000円の追加です。3節プレミアム付商品券事業費国庫補助金で、国事業分のプレミアム付商品券の販売に係る必要経費について、国が全額補助するものです。

3目衛生費国庫補助金、補正額 94万3,000円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金で、国の風疹に関する追加的対策に係る費用

の2分の1を追加するものです。

16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額 114万7,000円の追加です。5節介護保険道負担金で、低所得者保険料軽減割合の基準改正に伴う道の負担分を追加するものです。次ページにまいります。

17款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額 237万4,000円の追加です。1節土地建物貸付収入で、南幌工業団地用地3,597.29㎡を有限会社 ハイダリー貿易へ賃貸する貸付料を追加するものです。

2項1目不動産売払収入、補正額 2億578万円の追加です。1節土地建物売払収入は、南幌工業団地用地を3社に売払うもので、株式会社トクヤマへ3,306㎡を1,400万で、日立建機日本 株式会社へ64,068.01㎡を1億7,000万円で、株式会社 大伸へ4,958.86㎡を2,178万円で、それぞれの売払い代金を追加するものです。

2目物品売払収入、補正額 18万5,000円の追加です。1節物品売払収入で、平成5年度に購入した中型バスの更新に伴い、公売した旧車両の売払代金を追加するものです。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額6,387万円の減額です。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入5項5目雑入、補正額 5,400万円の追加です。1節雑入で、国事業分のプレミアム付商品券、並びに町単独分の地域振興プレミアム付商品券の販売収入です。

以上、歳入歳出それぞれ 2億1,816万8,000円を追加し、補正後の総額を 61億1,754万9,000円とするものです。以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第33号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号 令和元年度南幌町一般会計補正予算第1号の質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員 14ページの住宅リフォーム等助成事業、先ほど52件の申請がありましたけれども、町内で地元の業者の方がこれを受けていると思うんですが、何件の業者が52件の申請を受けているかそれ1点伺います。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 ただいまの御質問にお答えします。本年度の施工業者は7社でございます。

議長 3番 熊木 恵子議員

熊木議員 今7社という答弁いただきましたが、52件なので全部ではなくて

いいんですけれども、複数たくさんっていうか、何件も受けられた業者は何件っていうか何件のお宅をやっているのか、その詳細わかりますか。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

すべての業者の受注件数はちょっと今資料がなくて、申し上げられないんですけども、多いところでは10件程度やるところもありますし、7、8件程度やる会社もございます。

議 長

他にありませんか。

御質疑がありませんので、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号、令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算第1号の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第35号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第33号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第34号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第35号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第36号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で医師人材紹介手数料の追加が主な理由です。

その結果、収益的支出では既定予算に425万7,000円を追加し、6億5,147万円とするものです。詳細につきましては病院事務長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し

上げます。

議 長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

それでは、令和元年度南幌町病院事業会計補正予算第1号の説明をいたします。議案の3ページをごらんいただけますか。収益的収入及び支出の支出について御説明いたします。1款1項3目経費、補正予算額、425万7,000円の追加で、18節手数料、今年度4月から勤務しています小児科常勤医師1名に係る医師人材紹介料として追加するものでございます。議案にお戻りください。第2条に定めた収益的支出につきまして、臨時事業425万7,000円を追加し、6億5,147万円に改めるものでございます。これから病院事業収益が事業費に対し不足する額は425万7,000円の追加となり、以上で議案第36号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

質疑がありませんので終結します。

お諮りいたします。本案については、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第36号、令和元年度南幌町病院事業会計補正予算第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なし認めます。よって本案は原案のとおり可決することを決定いたしました。

●日程9 議案第37号 字の地域の廃止についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第37号 字の区域の廃止につきましては、換地処分による字の区域を廃止するため本案を提案するものです。詳細につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、議案第37号字の区域の廃止について御説明申し上げます。本案につきましては、道営の経営体育成基盤整備事業清幌地区におきます換地処分により土地の合筆等に支障となる字の表示を廃止するものであります。次ページをお開き願います。

字を廃止する区域につきましては、南幌町字幌向の973番1から9、13、14、16から19、27から44、974番1、975番1から14、976番1から15、977番1から4、6から25、978番1から21、982番1、983番3、89と字幌向原野の920番1、3、4、6、8、9、20から22、24、25、27から30、33から41、43から50、53、55から73、76から79、931番3、5から7、982番2から5、1、110番2から4、1、155番1から91、156番1から6、1、267番1から5、10から20、1、469番1、2、5、6、1、67

6番1、2、5から9、1、677番1から3、1、678番1から13、1、679番2、1、680番1から5の244筆となっております。以上で議案第37号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第37号 字の区域の廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第38号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

スポーツセンタートレーニングルームの新設及び会議室の廃止に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

今回の改正につきましては、スポーツセンターの会議室をトレーニングルームとして用途を変更することから、室名にトレーニングルームを新たに加え、会議室を削除するものであります。別途配布いたしました議案第38号資料 南幌町スポーツセンター条例新旧対照表でご説明をさせていただきます。表の左が改正後、右側が改正前の条例であります。下線の部分が改正箇所でございます。

条例第12条の使用料を規定する項目の別表1の(1)専用使用の会議室を削除し、同じく(2)の個人使用にトレーニングルームを加えるものでございます。附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する。以上、議案第38号南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定についてご説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第38号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

●日程 1 1 議案第 3 9 号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 3 9 号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは 議案第 3 9 号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、当町には、該当施設はありませんが条例を整備しているものでございます。この度の改正の概要としては、本条例で定めている事業所と保育所等との連携や食事の提供における経過措置に関する規定について、国の基準に改正があったものでございます。別途配布いたしました議案第 3 9 号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第 6 条では、家庭的保育事業者等と保育所等との連携について規定しています。第 2 項中、「適用しないことができる。」を「適用しないこととすることができる。」に改め、第 4 項と第 5 項を加えております。第 4 項では、家庭的保育事業者等は、3 歳未満児を対象としていることが多いことから、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保をすることが求められておりましたが、著しく困難であると町長が認めるときには、連携施設の確保を不要とすることができるとしたものです。

次の第 5 項第 1 号、第 2 号では、家庭的保育事業者等は、町長が適当と認めた利用定員 2 0 人以上の企業主導型保育事業や地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設と、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならないとしたものです。

次の第 1 6 条第 2 項の、食事の提供の特例については、本来は、それぞれの事業所にて調理を行うこととなっており、特例として、連携施設や同一法人、学校給食法に規定する共同調理場などからの外部搬入が認められていますが、第 2 項第 4 号では、利用乳幼児と改正することで、個々の利用者にあったものにすることや、「附則第 2 条第 2 項において同じ。」を削ることにより、附則第 2 条第 2 項で規定している「家庭的保育事業を行う場所」は、「家庭的保育者の居宅」に限らなくなり、「その他の場所での保育」も含まれることとしたものです。

続きまして 3 ページ、第 3 7 条第 2 号については、字句の整理でご

ざいます。

第45条第2項では、保育所型事業所内保育事業について規定しており、連携施設に関する特例として、3歳以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業において、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができるものと加えるものです。

附則としまして、第2条第2項では、食事の提供の経過措置の適応ではなかった、家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることが規定されたためにアンダーラインの部分を削るものでございます。

4ページの第3条の連携施設に関する経過措置については、3歳以上も対象としている特例保育型事業所内保育事業者を除く家庭的保育事業者等における連携施設の確保にかかる経過措置を5年から10年に延長するものです。

附則としましてこの条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第39号の説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第40号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第40号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

ご説明いたします。この条例は、学童保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。別途配布いたしました議案第40号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第9条については各号において、放課後児童支援に係る職員の基礎資格等を規定しており、この度改正する第3項では、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了しなければならないとされておりましたが、この度の改正により、研修実施の事務と権限について指定都市も実施できることとなったため加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第40号についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第41号 町立保育所条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第41号 町立保育所条例を廃止する条例制定につきましては、夕張太保育所を廃止するため本案を提案するものです。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第41号 町立保育所条例を廃止する条例制定について、御説明いたします。夕張太保育所につきましては、平成18年の施設休止後、約13年を経過し、保育所としての再開を含め、今後、町としての施設利用の予定もないため、財産処分による公共施設の適正管理を進めたいと考えているところです。財産処分を進めるためには、北海道へ保育所の廃止申請を行う必要があります。申請にあたり保育所条例の廃止が必要であるため、本条例を提案するものです。条文の朗読により説明とさせていただきます。

(条文を朗読する。)

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第41号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
(なしの声)
御質疑ありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
それでは採決いたします。
議案第４１号 町立保育所条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
場内時計で２時１５分まで休憩をいたします。
(午後２時０３分)
(午後２時１５分)

議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。
●日程１４ 議案第４２号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第４２号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、加入する一部事務組合の解散による脱退に伴い、組合規約の変更について構成団体との協議が必要なことから本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。
それでは、議案第４２号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明いたします。本規約の改正につきましては、組合に加入している団体が、解散による脱退などの異動があった場合、組合の規約変更が必要となり、組合を構成する市町村などに対し協議を求められたことから、提案するものです。別途配布しております 議案第４２号資料 新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、下線部分が変更となる箇所です。

改正前、別表第１ 下線部分、十勝環境複合事務組合につきましては平成３０年３月３１日をもって、ちほく三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、北空知葬祭組合については、平成３１年３月３１日をもって解散により脱退したため、それぞれ別表から削るものです。２ページにまいります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法昭和２２年法律第６７号第２８６条第１項の規定による、総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第４２号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
(なしの声)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
それでは採決いたします。
議案第４２号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
場内時計で２時１５分まで休憩をいたします。
(午後２時０３分)
(午後２時１５分)

に採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程15 議案第43号から日程16 議案第44号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程15 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

●日程16 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、いずれも加入する一部事務組合の解散による脱退に伴い組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第43号及び議案第44号の2議案について御説明いたします。2議案につきましては、議案第42号同様組合に加入している団体が解散による脱退などの異動があった場合、組合規約の変更が必要となり組合を構成する市町村などに対し協議を認めることが提案するものでございます。初めに、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明いたします。別途配布しています議案第43号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、下線の部分が変更となる箇所です。まず、別表第1 空知総合振興局の項中、(33)を(32)に改め、北空知葬祭組合を削り、日高振興局の項中、(16)を(15)に改め、日高地区交通災害共済組合を削り、十勝総合振興局の項中(24)を(23)に改め、ちほく三町行政事務組合を削るものです。次に、別表第2 次ページにかけまして旧地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく、非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の項中、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、ちほく3町行政事務組合を削るものです。いずれの一部事務組合も平成31年3月31日をもって解散により脱退したため、それぞれ別表から削るものです。附則として、この規約は地方自治法昭和22年法律第67号、第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。次に、議案第44号北海道市町村退職手当組合規約の変更

について説明いたします。別途配布しています。議案第44号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が変更となる箇所です。別表（2）一部事務組合及び広域連合の表中、空知管内の項から北空知葬祭組合を、次ページ日高管内の項から日高地区交通災害共済組合、十勝管内の項からちほく3町行政事務組合を削るものです。いずれの一部事務組合も平成31年3月31日をもって解散により脱退したため、それぞれ別表から削るものです。附則といたしまして、この規約は地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定による、総務大臣の許可のあった日から施行する。以上で、議案第43号、議案第44号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第44号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定をいたしました。

●日程17 報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告につきましては、南幌町債権管理条例第15条第2項の規定により報告するもので、詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について御説明いたします。本報告は、南幌町債権管理条例第15条第1項に基づき、放棄した非強制徴収公債権等について同条第2項の規定により報告するものでございます。次ページをごらん願います。債権ごとに説明いたします。債権の名称、学校給食費債権の額107万8,887円。債権の件数 225件。債権者数は5名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第4号の破産免責決定によるものが158件4名。債権の額は76万1,284円。第6号の債務者死亡によるものが67件1名。債権の額は31万7,603円でございます。続きまして、町立南幌病院診療費、債権の額、22万1,307円。債権の件数10件。債権者数は6名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第4号の破産免責決定によるものが3件、1名、債権の額は5万9,515円。第6号の債務者死亡によるものが4件、2名、債権の額は11万1,752円。同じく第6号の居所不明によるものが3件、3名、債権の額は5万400円でございます。以上、合計債権の額130万194円。債権の件数235件、債権者数は11名、放棄の時期はいずれも平成31年3月31日でございます。なお、別途配布しております報告第3号資料 平成30年度債権放棄調書につきましては、ただいまご説明いたしました債権放棄の明細でございます。内容の説明は行いませんがごらんください。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長
木村議員

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番 木村 修治議員。

あの、件数が結構あるんですけども、これを徴収するための努力といえますか、行動といえますか、そういった活動はどんな活動をされるかということと、あとは、債権の発生が平成12、13年、15年、14年ということで、もう今からもう17、8年経ってるような債権もありまして、常に時効に変わっているものもあるかと思うんですけども、今、今年の3月31日にですね、放棄するその理由というのはどういうものなののでしょうか。この2件をお尋ねしたいと思います。

議 長
税務課長

税務課長。

ただいまの御質問ですけれども、徴収するための努力ということで、現在、この条例は平成29年から施行されております。それで税務課のほうで各債権を引き継ぐようになったのは、その時点からとなりますが、実際、住所が不明の方ですとか死亡確認とか等につきましても、実質各部署で調査が難しい状況でありまして、税のほうとあわせた中で、住所等を税情報として入っている部分がありますので、確認しております。2点目のお話にありまして、年数も経っているものが多いです。基本的には今回の部分におきましては私債権の部分が多いので、期限としましては時効が来ております。今回、住所が判明しないということと、死亡ということ等がありますけれども、今回確認できている部分、既に時効が来ている部分について今回整理させてい

ただいたものでございます。以上でございます。

議長
木村議員

10番 木村 修治議員。

最初の努力は多分、積み重ねてくれたんだと思います。確かに解消するのは大変なことでございます。夜明け朝撃ちでやったこともあろうかと思います。いや、その辺をちょっと努力の跡を聞きたかったんですか。ただそれだけでございます。すいません。

議長

他に御質疑がありませんか。

(なしの声)

質疑を終結いたします。

報告第3号 放棄した非強制徴収公債権の報告については報告済みといたします。

●日程18 報告第4号 平成30年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました報告第4号平成30年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第4号 平成30年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。次ページをごらん願います。

今回、御報告する繰越明許費につきましては、3月第1回議会定例会において議会の議決をいただいているものでございます。内容といたしましては、5款農林水産業費1項農業費、良い農業づくり事業、翌年度繰越額2,684万1,000円。台風21号及び胆振東部地震による被災農業者に対する負担の軽減を図るための災害対策支援分でございます。

同じく5款1項農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額1,041万9,000円。国の補正による鶴沼地区、三重地区鶴城一期地区に係るパワーアップ事業分でございます。いずれの事業につきましても平成30年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものでございます。以上で報告第4号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第4号 平成30年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

●日程19 発議第8号 南幌町議会まちづくり特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 川幡 宗宏議員

川幡議員

発議第8号 南幌町議会まちづくり特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。南幌町の現状と今後のあり方についての総合的

な調査研究を行う特別委員会を設置するため本案を提出するものです。内容の説明をいたします。１特別委員会の名称、南幌町議会まちづくり特別委員会。２特別委員会の活動期間閉会中の継続用務で特別委員会の任期まで存続する。３特別委員会の定数１０名。４特別委員の任期、令和元年６月１３日から令和５年４月２６日まで。５所管する事務、南幌町の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究にかかわる事務。６経費予算の範囲内以上でございます。議員各位の賛同よろしく願いいたします。

議長 お諮りいたします。南幌町議会まちづくり特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり南幌町議会まちづくり特別委員会を設置することに決定をいたしました。

ただいま設置されました南幌町議会まちづくり特別委員会の委員長についてお諮りいたします。

９番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま設置されました、南幌町議会まちづくり特別委員会の委員長に石川 康弘議員を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員から提案がありましたとおり、委員長に石川 康弘議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長に石川 康弘議員に決定をいたしました。

●日程２０ 発議第９号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程２１ 発議第１０号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案通り承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程２２ 発議第１１号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでござ

います。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程２３ 発議第１２号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。３委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程１ 発議第１３号から追加日程２ 発議第１４号の２議案の日程に追加し議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程１ 発議第１３号から 追加日程２ 発議第１４号の２議案を追加いたします。

●追加日程１ 発議第１３号 日米防衛協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

６番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。発議第１３号 日米防衛協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書の提出については提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程２ 発議第１４号 加齢性難聴者の補助機器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

３番 熊木 恵子議員

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

本間議員
議長

熊木議員
議長

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第14号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助、医療制度の創設を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時50分終了)

